

消費者教育 サポートブック



カナウン

教材のねらい ～学びを実生活に生かすために～

成年年齢が引き下げられ、高校生でも18歳になると、成年として自分の意思で契約ができるようになりました。一方でネット社会の進展など社会環境も著しく変化しています。こうした背景から、本教材は基本的な＜知識＞のみならず、新たな＜知識＞を自ら得て、実生活に活かすことができるための＜実践力＞を養うことを目的に作成されました。

教材の特徴と活用の仕方

- 単元ごとに左ページ：ワーク、右ページ：解説で構成されています。
- ワークは、生徒自身で調べてまとめる、各自で実際の対処法を考える、グループで討議する、発表する…といった多様で主体的な活動を想定して作成されています。
- 解説は、文頭にチェック欄□を設置。一つずつ☑しながら、丁寧に読み進めることができるよう工夫してあります。
- 神奈川県の他の教材や関連サイトを参照することで、より深く学ぶことが可能です。本書の **調べ学習** をご活用ください。
- こんなときに…
技術・家庭科、情報科、社会科などの時間に単元テーマと関連付けて／総合的な学習の時間を活用して／夏休みなど長期休暇の際の宿題や在宅学習の課題として…など

目 次

単 元 名	生徒用テキスト 対応ページ	難易度	解説書該当ページ
ネットとの関わり方 [家] [情] [道] [総]	Unit:1 … P2 ～ 3	★	P2 ～ 3
契約ってなに? [家] [社(公)]	Unit:2 … P4 ～ 5	★	P4 ～ 5
消費者トラブルを避けよう [家]	Unit:3 … P6 ～ 7	キーワード①② ★★ キーワード③④ ★★★★★	P6 ～ 7
ネットショッピングの前に [家]	Unit:4 … P8 ～ 9	★★	P8 ～ 9
支払い方法を知ろう [家] [社(公)]	Unit:5 … P10 ～ 11	★★	P10 ～ 13
生活のお金を考えよう [家]	Unit:6 … P12 ～ 13	★★	P14 ～ 15
資産運用を考えよう [家]	Unit:7 … P14 ～ 15	★★★★	P16 ～ 17
主体的に情報を活用しよう [家] [総]	Unit:8 … P16 ～ 17	ワーク ★ 発展 ★★★★★	P18 ～ 19
消費者市民社会を目指そう [家] [社(公)] [総]	Unit:9 … P18 ～ 19	★	P20 ～ 21
展 開 例	<1>支払い方法を知ろう		P22
	<2>生活のお金を考えよう		P23
	<3>資産運用を考えよう		P24
	<4><5>主体的に情報を活用しよう		P25 ～ 26
	<6>消費者市民社会を目指そう		P27
消費者教育 情報 INDEX			P28



ねらい

- ・ SNS※¹におけるコミュニケーションの特性を理解し、情報を発信する際に配慮しようとする態度を養う。
- ・ 個人情報や個人の特定につながる情報とはなにか理解し、発信する際に気を付けることができるようにする。
- ・ 自分と他の人の見方や考え方に違いがあることを理解し、トラブルや誤解が起きないためにどうしたらよいか、考えられるようにする。

進め方のヒント

- ・インターネットにおける情報発信の経験は個人差があるため、生徒の生活実態を事前によく把握し、実態に応じて進めるようにします。
 - ・＜ワーク 1＞のイラストや実際の動画や画像などから、個人が特定される恐れのあるものを、自分自身で発見できるよう、十分な時間を与えるようにします。
- ＜生活課題の発見＞**
- ・「②他の人が嫌な思いをすること」については、グループで話し合うなどして、人によって「嫌な思い」が違うことに気付かせるようにします。

＜生活課題の発見＞

- ・＜ワーク2＞「SNSなどに投稿する際に気を付けたいポイント」は、右ページの解説のほか、関連資料や関連サイトの調べ学習や、先生や講師の話など広く情報を収集し、まとめられるようにすると学習が深まります。＜解決方法の検討と計画＞

※1 SNS…Social Networking Serviceの略で、登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサービス。

解説

「令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」(こども家庭庁)で、スマートフォンでインターネットをする際の利用内容を聞いたところ、中学生では84.9%、高校生で89.6%の生徒が「投稿やメッセージを交換する(メールやチャットを含む)」と答えており、自分のスマートフォンを持つことで、いろいろな人と交流したり、情報を発信したりしている様子がうかがえます。

また「撮影や制作、記録をする」と答えた中学生は34.8%、高校生42.7%となっており、そのうちのそれぞれ20.6%、23.2%の生徒は配信した経験があると答えています。動画配信は、視聴者が応援している配信者（ライバー）に「投げ銭」を送るなど、金銭のやり取りをすることもあります。「投げ銭」欲しさに配信が過激になってしまったり、また、逆に“推し活”として配信者を応援する中で、中学生が高額の課金をしてしまったという相談も国民生活センターに寄せられています。

こうしたトラブルは、生徒は学校で公言しない傾向にあるため、実態を把握しにくいものです。本ワークを手掛かりに、「話してはいけないこと」から「困った時は相談して良いもの」としていくことも大切です。

生徒用 - P2

Unit:1

ネットとの関わり方

☆

年 組 番

名前





ワーク 1

カナウソは、ダンスを踊って動画投稿サイトに投稿しました。イラストは、その動画の画像です。

① 左の投稿には、「どこの誰か」といったことが分かってしまう“個人情報”が含まれています。こうした“個人情報”につながると思われる画像上の情報に○をし、何が分かるか考えてみよう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

学校名

名前

名前

下記〈個人が特定されてないように注意したいもの〉参照

〈例〉

部活

学年とクラス

② 投稿した動画や画像で、他の人が嫌な思いをする こともあります。上の投稿を見て、気を付けた方がよいと思う点を書こう。

- 一緒に写っている人には、投稿してもよいか確認する
- 背景に写り込んでしまっている人がいないか気を付ける
- ＃（ハッシュタグ）も傷つく人がいないか、一度立ち止まって考えてから付けるようにする

ワーク 2

SNSなどに投稿する際に気を付けたいポイントを考え、まとめよう。

- 氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどを書かない
- 制服、住所が特定されるような場所が写った写真・動画は投稿しない
- 投稿する写真は、GPS 機能をオフにして撮影したものにする
- 世界中の人に見られることを意識する
- 一度投稿したものは、削除することが難しいということを考えてから投稿する

1. 「個人情報」がないかチェックしましょう

個人情報保護法では、「個人情報」を「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、または個人識別符号が含まれるもの。」と定義しています。SNSでは、氏名や住所、メールアドレスなどを書かないようにしていても、写真に写っている風景から住所を特定されたり、友人とのSNS上の会話から学校が推測できたりする可能性もあります。

こうして特定された個人の情報が、ストーカーや空き巣、脅迫などの被害に悪用されるケースもあります。

<個人が特定されないように注意したいもの>

画像・動画…顔、目に写り込んだ風景、制服、教室など学校の施設、背景の建物や看板・掲示物など、位置情報書き込み…店や地域の行事などの話題、学校や部活の行事の話題、ハッシュタグ（＃）の内容 など

2. 「人が嫌がる書き込み」に気を付けましょう

「LINE」など無料通話アプリのグループトークで行われる“いじめ”や“仲間外れ”が問題となっています。
①特定の子に対し、発言を無視する ②特定の子にとって不快な写真や動画をグループで共有する ③特定の子を外したグループを作り、悪口を言う ④特定の子をグループから突然外す…などは、いずれも“いじめ”であることを自覚する必要があります。

また“いじめ”ではないにしても、「人が嫌がる書き込み」があることを理解することも大切です。自分が写り込んでいる写真を投稿された、自分の話を投稿された…などのほか、スタンプも使い方によっては、相手は「嫌なこと」と感じる場合があります。

発展 ワーク

生徒用 P3 の発展ワークを活用して、自分と他の人との感覚の違いについてグループで考えてみましょう。

- ・発展ワークの a~d について、各自、「嫌なこと」と感じる順に並べてみましょう。
- ・並べた結果を、グループで見せ合ってみましょう。
- ・順番は、皆同じだったでしょうか。自分が嫌だと思うことや、他の人が嫌だと思うことについて、感じ方の違いを話し合ってみましょう。

3. 「著作権」を尊重しましょう

SNSなどに発信する際には、著作権を考慮する必要があります。著作権は著作者人格権と著作権（財産権）の二種類あり、著作者人格権には公表権、氏名表示権、同一性保持権などが、著作権（財産権）には複製権、上演権・演奏権、上映権などがあります。また、著作権の保護の対象には著作物が含まれ、この著作物とは人間が創作したものであって、小説や絵画などそのアイデアを具体化したものをいいます。そして、例えばモナリザの絵のような名画の著作権は、創造時から死後70年の保護期間が終われば誰でも利用できます。しかし、著作者人格権は作者の死後も保護され、著作者の人格を侵害するような改変はできません。このように、著作権者に無断で著作物を複製したり、録画・録音したり、編集したりすることは著作権の侵害となります。

著作権の侵害は、侵害行為の差止請求、損害賠償の請求、慰謝料請求などの民事上の請求の対象となり、被害者から告訴があれば刑事事件の対象にもなります。

また、有名人が写った写真や、被写体のタレントには肖像権やパブリシティ権、カメラマンには著作権が生じています。好きなタレントの写真を勝手に使用することは、これらを全て侵害していることになります。

<トラブルを避けるために知っておきたい手法>

- ・顔のほか、制服、教室など学校が分かるもの、背景の建物や看板などが写っていないかを確認し、写っていない

る場合には、スタンプやボカシを使う。

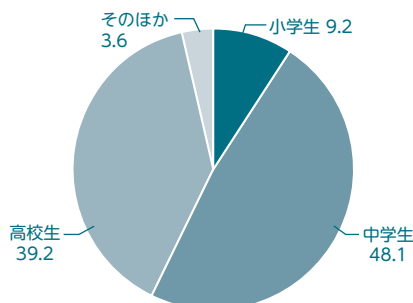
- ・写真を撮って載せる際は、GPSの位置情報がオフになっているか確認する。
- ・店や地域の行事などの話題、学校や部活の行事の話題は、公開のタイミングをずらす。
- ・ハッシュタグ（#）の言葉が、個人情報や特定されたり、人を傷つけたりすることがないか確認する。
- ・不特定多数の閲覧を避けるために、ハッシュタグ（#）を減らす。
- ・視聴者が自由に動画をダウンロードしないよう、ダウンロード「オフ」の設定がある場合には利用する。
- ・コメント「不可」の機能を利用する。
- ・感情的になっているときには、ネットから離れる。

SNS上の“優しい人”に要注意 危険にさらされないために

「令和5年 通信利用動向調査報告書」（総務省）によると、13歳から19歳のうちSNS（Facebook、X（旧Twitter）、LINE、Instagramなど）を利用している割合は85.6%で、そのうち13.6%が「新たな交流関係を広げる」ことを利用目的に挙げています。

しかし一方で、2024年のSNS（出会い系サイトを除く）に起因する被害児童数は1486人に上り、このうち48.1%を中学生が、39.2%を高校生が占めています（「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」警察庁・グラフ参照）。

SNSに起因する事犯に係る被害児童の割合



いわゆる「出会い系サイト規制法」により、18歳未満の利用や性行為を誘う書き込みが禁止されるなどの措置が取られていますが、SNSは規制の対象外です。SNSなどで知り合った相手とは会わないこと、自分の個人情報を教えないこと、また顔や体を含む個人情報が写った写真などを送らないなど、気を付ける必要があります。

SNSとの付き合い方を教える際には、正しい使い方を考えさせると同時に、SNSにより問題が起きた場合や、心のよりどころをSNSに求めないように、下記の相談窓口なども教えておきたいものです。

【24時間子ども SOS ダイヤル】
（県立総合教育センター）

0120-0-78310

学校教育や家庭教育に関わる、さまざまな悩みに対応。365日・24時間受付。

神奈川県警察
子ども応援情報
（困ったときの相談）



調べ学習に

「インターネットの危ない世界」を体験しよう！ PART2
（神奈川県消費生活課）



- ・消費生活における契約の重要性に気付く。
- ・売買契約の基本的なルール、契約解消の方法などについて理解する。
- ・クーリング・オフについて正しい知識を身に付け、契約解除通知書に記入することができるようにする。

- ・導入では、＜ワーク1＞のクイズを活用し、身近な消費行動が「契約」に基づくものだということに気付かせます。

＜生活課題の発見＞

- ・ <ワーク1>を解説する中で、売買契約の基本的なルールについての知識を身に付けられるようにします。
- ＜解決方法の検討と計画＞

- ・＜ワーク2＞のクーリング・オフのハガキ（契約解除通知書）に、実際に記入するようにします。各自がワークに取り組み、自分の力で記入できるように援助し、実際に行動することへの抵抗感をなくすように配慮しましょう。 ＜実践活動＞

なお、1 回払い以外のクレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同時に同様の通知をしなければなりません。その通知で販売契約も連動して解除となりますが、販売会社とクレジット会社の両方に通知を出した方が賢明です。

■ 契約ってなんだろう？

「契約」とは、個人の自由な意思に基づく合意によって成立し、当事者が欲した通りの効果（権利と義務）が法律上付与される約束のことをいいます。

「合意」は、「申込」と「承諾」に分解することができます。この両者が揃って初めて契約は成立します。インターネット取引の場合、注文を確定するボタンをクリックすることが「申込」で、注文確認の画面が表示されたりメールが来たりすることが「承諾」になります。

また、「合意」は、書面だけでなく、口頭でも成立しますので、契約書がない場合でも契約は成立します。

契約が成立すると、契約の当事者は「権利」を得る一方、「義務」を負うことになります。いったん成立した契約は拘束力を持ち、原則として、解消することができません。「義務」を履行しない場合は、損害賠償責任を負ったり、相手方から契約解除されたりすることもあるので、注意が必要です。

電話でピザを注文した「申し込み」に対し、お店が「受諾」した時点で、契約は成立しています。

予約の「申し込み」に対し、お店が「受諾」した時点で、契約は成立しています。原則として一方的に契約をやめることはできませんが、お店のサービスとしてキャンセルができる場合もあります。

年 組 番

契約とは、法的責任を伴う約束のことを言います。「契約」についてどのくらい理解しているか、次のクイズに挑戦し、正しいと思う□に✓をしよう。

- | | | |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ① 電話で宅配ピザを注文した。まだ届いていないが、契約は成立している。 | ☒ | ☐ |
| ② A 書店でアイドルの写真集を買おうとしたら売り切れていたので、予約をして帰宅したら…。なんと家族が B 書店で買ってきてくれた！ A 書店の予約は取り消せる。 | ☐ | ☒ |
| ③ 高校生の C さん(17歳)は、保護者に相談しないまま、モデル養成レッスンを受けるために10万円を支払うという契約をしてしまった。この契約は取り消れぬか? [「高校生」] | ☒ | ☐ |
| ④ 中学生の D さん(14歳)は、2,000円のゲームをお父さん ^{おとうさん} に購入したが、保護者に怒られたので返品しようと思う。このゲームは、返品できるか? [「高校生」] | ☐ | ☒ |
| ⑤ インターネットで買ったヘッドホンが届いたけれど、色が気に入らなかった。クーリング・オフ ^{クーリング・オフ} で契約を解除できる。 | ☐ | ☒ |

※「クーリング・オフ」…一定期間内であれば無条件で申し込みを撤回したり契約を解除したりできる特別な制度のこと。

クーリング・オフを希望するカナウソのために、はがきを書いてあげよう。

その場の雰囲気です…3万円の“頭がよくなるサプリ”を契約したけど、やっぱり勉強しなくちゃダメだって気が付いたんだ。だから解約したい！



領収書
 神奈 カナウノ 様 20XX年 4月 1日
 金 30,000 円 (消費税10% 2,727円)
 「国がよくなるお布施」代として
 〒123-4567 神奈川県横浜市○○区△△町1-2-3
 サブリ/あやしや/
 稲田 わたし 太郎
 TEL:045-123-4567

▼はがきの場合(裏面) 車送る前に表面、裏面ともにコピーしておこう (※1)

契約解除通知書

契約日 20XX年 4月 1日

商品名 頭がよくなるサブリ

商品価格 30,000円

販売会社 サブリあやしゃ

担当者氏名 わに山 太郎

上記付付の契約を解除します。

つきましては、支払済みの 3 万円は、
直ちに返金にてさせていただきます。
なお、返金は早急に引き取ってください。

20XX年 4月 7日 (通知を出す日)

住所 藤沢市やまゆり町 4-5-6

氏名 神奈 カナヲノ

(注2)

(3)

▼メールの場合 添送したメールや画面のスクリーンショットを保存しておこう

宛先: ××××××××××××××××××××
件名: クーリング・オフ
○株式会社 御中
契約解除通知書
契約日: 20○○年○月○日
商品名: ○○○○○○○○○○○○○○
商品価格: ○○○○○○○○○○円
販売会社: ○○○○○○○○○○
担当担当者: ○○○○○○○○○○
上記取引の契約を解除します。
つきましては、お支払い済みのお万圓は、
直ちに返金してください。
なお、返品送料は引当を取ってください。

20○○年○月○日(送信日)
住 所 ○○○○市○○町○○丁
目 〇
氏 名 ○○○○

ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォームなどからもクーリング・オフを行うことができます

契約の成立や効果についてのルールは、「民法」を中心に、「消費者契約法」、「特定商取引法」などの法律が定めています。

■ 契約を解消できる場合① ～取消・解除

いったん結んだ契約であっても、例外的に、取消や解除ができる場合があります。例えば、契約締結時に相手方の詐欺や強迫があった場合、相手方による不実の告知や断定的判断の提供があった場合には取消ができます。また、契約締結後に相手方が契約を守らない（債務不履行といいます）場合には、契約の解除ができます。

■ 契約を解消できる場合② ～未成年者取消権

民法では、未成年者には契約をするために必要な判断能力（民法では「行為能力」といいます）が十分に備わっていないため、原則として、親権者等の同意がなければ契約ができないとされています。仮に、未成年者が親権者等の同意なく単独で契約をした場合、未成年者や親権者等はこの契約を取り消すことが出来ます。これを「未成年者取消権」といい、未成年者を保護する役割を果たしています。

●未成年者取消権の二つの意味

「未成年者取消権」には、二つの意味があるといわれています。

一つ目は、「後戻りのための黄金の橋」という意味です。不当な契約や違法な契約を締結してしまった後で取り消したいと考えた場合、その不当性や違法性を主張・立証するためには多くの証拠をそろえる必要があり実に大変です。しかし、未成年者であれば、その不当性や違法性を主張しなくても、契約時に未成年であることを主張すれば取り消せるので、成年に比べて格段に取消が容易なのです。

二つ目は、「悪質業者からの防波堤」という意味です。未成年者は取消しが容易であるため、このことをよく知る悪質業者は、そもそも未成年者の勧誘を控えてきました。後で取り消されてしまうことが分かっているのに、契約をすることは業者にとっても損だからです。ですから、未成年者は、知らず知らずのうちに、この「防波堤」に守られているのです。

●未成年者取消権が使えない場合！

親権者からあらかじめ小遣いや仕送りとして渡されている場合、未成年者が自らを成年であると相手方に詐術を用いた場合等には、「未成年者取消権」は使えません。このような場合には、未成年者を保護する必要があるからです。

●成年年齢が引き下げられたけど…

民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳、19歳の若者は、親の同意がなくても自分だけの判断で契約を結ぶことができるようになりました。具体的には、クレジットカードを作ったり、証券口座を開いたりすることもできるようになります。

しかし、成年年齢が引き下げられても、18歳、19歳の若者の収入が増えるわけではありません。ですから、本当に必要な買物か、収入に見合わない支出となっていないか等を常に自分で考える必要があります。「収入なくして支出なし」この言葉を肝に銘じて下さい。

<ワーク1>③ 答え Yes

Cさんは未成年者で、必要である法定代理人（通常は両親）の同意がなかったため、未成年者本人や法定代理人が取り消すことができます。

注意 未成年者の契約であっても取り消せない場合

次の契約は、未成年者であっても取り消すことができません。

- ①あらかじめ小遣いとして渡されている範囲での契約（民法5条3項）
- ②法定代理人があらかじめ許可をしている営業に関する取引契約（民法6条）
- ③「自分が成人に達している」と積極的に相手をだましてした契約（民法21条）

<ワーク1>④ 答え No

Dさんは未成年者であっても、あらかじめ小遣いとして渡されている範囲での買い物であるため、取り消すことができません。

■ 契約を解消できる場合③ ～クーリング・オフ

「クーリング・オフ」とは、頭を冷やして考え直す熟慮期間を与え、その期間内であれば消費者が契約を一方的に解除できる制度です。消費者が良く考えずに契約してしまう可能性がある場合に、消費者を保護するための制度です。

●クーリング・オフができる場合は？

「クーリング・オフ」ができるのは、法律や約款に記載がある場合に限られます。例えば、特定商取引法は、以下の6つの取引類型については「クーリング・オフ」を認めています。これらは、不意打ち的な勧誘を受けたり、取引形態が複雑であったりするために、消費者が十分に理解しないままに契約してしまう可能性がある取引類型なので、特に消費者を保護することとしたのです。なお、法律で「クーリング・オフ」が定められていない場合でも、約款に記載されている場合もあるので、よく確認してください。

取引形態	訪問販売	電話勧誘販売	連鎖販売取引	特定継続的役務提供	業務提供誘引販売取引	訪問購入
クーリング・オフ期間	8日間	8日間	20日間	8日間	20日間	8日間

●クーリング・オフをするには？

申し込み書面または契約書面のいずれか早いほうを受けとった日から起算し、法律や約款に定められた期間内に、契約解除することを書面や電子メールで事業者に伝えます。書面の場合はハガキでも構いませんが、証拠を残すために、事前にコピーを取っておき、配達されたことがわかる形式（特定記録など）で郵送します。電子メールの場合は、契約年月日、購入品名等契約を特定するために必要な情報を記載し、送信メールを保存することが必要です。クーリング・オフ専用フォームの場合は、画面のスクリーンショットを保存します。また、違約金を支払う必要はなく、商品を返品する場合の送料は事業者負担となります。

●ネットショッピングなど通信販売の場合は？

(⇒P8-9参照)

インターネットショッピングなどの通信販売については、不意打ち的な勧誘を受けたわけではないので、特定商取引法はクーリング・オフ制度を定めておらず、これとは別の解除制度というものを定めています。この解除制度は、①事業者が特約を定めている場合は、それに従う（契約解除できる期間も特約に従いますし、解除不可と記載されていればそもそも解除できません）、②特約がない場合は、商品の引渡しを受けた日から8日間は解除できますが、商品を返品する際の送料は消費者の負担となる、というものです。事業者が解除ルールを設定する余地がある、消費者が返品の送料を負担する等の点で、クーリング・オフとは違いがあります。

「返品不可」「ノークレームノーリターン」の場合は原則として返品できませんが、注文と違う商品や不良品の場合は交換や返品が可能です。

<ワーク1>⑤ 答え No

ネットショッピングは通信販売のため、クーリング・オフの制度はありません。お店のルールに従いましょう。

注意 クーリング・オフできない場合

ネットショッピングといった通信販売だけでなく、店舗で購入した時、3000円未満の現金取引（取引の際、代金と商品引き渡し、サービス提供が完了するもの）、フリマアプリといった個人間取引等は、クーリング・オフできません。

調べ学習に

▶「契約のきりふだ 若者編」（神奈川県消費生活課）



Unit:3 消費者トラブルを避けよう

キーワード①②

★★

キーワード③④

★★★



ねらい

【中高共通】

- ・さまざまな消費者トラブルについて知り、消費者トラブルが自分の生活の身近にあることに気付く。
- ・消費者トラブルを避けるにはどのようなことに気を付ければよいか、自ら考えられるようにする。

【高校のみ】

- ・自分自身や家族、友達など身の周りの人が消費者トラブルに巻き込まれないよう、言葉がけなど適切な行動を自ら考えることができるようにする。
- ・成人になると「未成年者取消権」がなくなり、消費者トラブルに巻き込まれやすくなることを理解する。

進め方のヒント

【中学のみ】

- ・家庭科の「消費者トラブル」についての単元が未習の場合には、解説ページをもとに適宜説明をしてから取り組むようにします。

※生活経験を考慮しキーワード①②のみ取り扱うなど工夫する

【中高共通】

- ・導入では、「消費」に関するトラブルを経験したことがあるか、思い付くところを発表させる中で、「消費者トラブル」とは、どのようなものなのか、理解できるようにします。また県内で起きている事例などを通し、身近なものだということを実感できるように導きましょう。＜生活課題の発見＞

＜ワーク1＞

- ・まず各自で、相手にどのような言葉を返したらよいかを考えます。各自で考えたことをグループで共有、よりよい方法について検討するようにします。
- ・相手とのやりとりを複数回行うことで、より実践的な力を身につけることもできます。
- ・発信役、返信役に分かれ、ロールプレイの形でやりとりし、発表してもよいでしょう。

＜ワーク2＞

- ・トラブル事例の調べ学習を通し、信頼できるサイトから最新の情報を得る方法を知るとともに、トラブルを避けるためのポイントを自ら考えられるようにします。

＜実践活動＞

※中学の場合は、デジタルコンテンツに関わるトラブルが多いため、サポートブック右ページのコラムを参照し、インターネットにまつわる身近なトラブルについて調べるようにするとよいでしょう。

生徒用 - P6

Unit:3 消費者トラブルを避けよう
キーワード①②☆☆ キーワード③④☆☆☆

年 組 番
 名 前

ワーク1

友達から次のような言葉で勧誘を受けました（キーワード①はお家の人から）。キーワードをもとに右ページを参考にして想定されるトラブルを考え、返信を書こう。

キーワード① 定期購入トラブル

肌がキレイになる健康食品見つけた！
今なら1万円のものが、お試しで500円で買えるんだって。

既読 19:16

安くない？
2人で試してみようよ！

既読 19:17

なんでそんなに安いのか？それ、定期購入とかになっていない？よく確認してみた方がいいよ。

など

キーワード② スカウト商法

この前、一緒にオーディションに応募したじゃん。あの事務所の人が、まず2人ともスクール通いなさって。

既読 17:33

取りあえず事務所に遊びに行こう！

既読 17:34

スクールに通ったらオーディション合格できるのかな？事務所に行く前に、まず親に相談してみようよ。

など

キーワード③ マルチ商法

投資の勉強をしない？教材が入ったUSBは高いけど、友達を会員に勧誘すれば、元がとれるから、大丈夫！

既読 20:56

友達をたくさん誘えば、それだけでお金も稼げるし、ビジネスになるよ！

既読 20:57

ごめん。興味ないや。それ、もうからないと思うよ。消費生活センターに相談したら？

など

キーワード④ デート商法

ネットのやりとりだけじゃなくて、リアルに会いたい♡

既読 21:23

今度ジュエリー販売会へ一緒に行かない？知り合いがやっているんだ。素敵らしいよ♡

既読 21:24

いや〜。ジュエリーは興味ないし。ごめんね。

など

ワーク2

最近のトラブル事例を調べ、どのようなことに気をつけたらよいか、わかったことを書いてみよう。

調べてみよう！

神奈川県 消費生活のトラブルに気付けて！ 🔍 検索

こんな手口があるのか！

わかったこと

6

解 説

定期購入トラブル キーワード①

【事例】 スマートフォンの通販サイトで「化粧品セット500円」を、お試しのつもりで注文。商品に同封されていた払込票で、コンビニエンスストアで代金を支払った。後日、また商品が届いたので、驚いてサイトを確認したら「4回の定期コース」と書いてあった。2回目以降の代金は高額で払っていけない。

- ・「お試し」と書いてありながら実際には定期購入であることが条件だったり、解約可能としていても解約に細かい条件があったりする場合があります。そのため、注文時に想定した以上の金額を支払うことになりま。

【対策】

- ・通信販売の最終的な申し込み段階において一定事項の表示が義務付けられ、定期購入においても代金の総額

等が表示されるようになりました。申し込みをする前に、各事項をきちんと確認するようにしましょう。

☞生徒用 P9、サポートブック P8-9 参照

- ・定期購入でないと誤認させる表示等によって申し込みをした場合には申し込みの取り消しができることも。消費生活センター(最終ページ参照)に相談しましょう。

スカウト商法 キーワード②

【事例】 繁華街を歩いていたら、「読者モデルにならない？」と声を掛けられ、事務所に外向いたところ、モデル登録をさせられ、高額なプロフィール写真撮影料やレッスン料などを請求された。

- ・写真の撮影料やレッスン料などを支払ったものの、その後まったく仕事がないというトラブルも。
- ・最近では、ネットなどでオーディションの参加者や声優・エキストラなどを募集し、レッスンの受講契約を結ぶよう勧誘する手口もみられます。

【対策】 そのまま事務所について行ったり、契約したりせず、家族に相談すると告げ、親の了解を取って、親と一緒に外向くようにしましょう。いったん時間を置いて落ち着くこと、家族と相談するなど第三者の意見を聞くことが、冷静な判断をするためのポイントです。

マルチ商法 キーワード③

【事例】 友人に「人脈が広がる」「もうかる」などと言われて、資産運用ソフトやビジネス講座などの契約を結ばされた。

- ・商品やサービスを契約して会員となり、他の人を誘ってお金を得て組織を拡大していく販売方法をマルチ商法といいます。
- ・サークルなどのほか、SNSやメールなどインターネットを通しての勧誘が増えています。「18歳で成人」になり18歳の誕生日を迎えた生徒が自身で自由に契約を結べるようになると、学校中でも勧誘が行われることも考えられます。
- ・消費者金融などで借金をさせて支払わせるケースも見られます。
- ・勧誘時にはマルチ契約だとは言わず、契約後に初めてマルチ商法だという場合もあります(「後出しマルチ」といいます)。特定商取引法の適用がなく厳しい規制が及ばないので注意が必要です。

【対策】

- ・友人からの誘いでもきっぱり断りましょう。友人を勧誘することで、その友人を失ったり、加害者となってしまう可能性があることを知しましょう。
- ・単に「儲かるソフト」を見たり、講座を受けたりすることで、簡単にお金を稼いだり、人脈を広げたりすることはできないと考えましょう。

デート商法 キーワード④

【事例】 SNSで知り合った男性に、「頑張っていくのに形に残るものを買ってはどうか」とアクセサリーを勧められた。その男性に惹かれたこともあり契約した。事務所に案内され、初めて彼がその従業員だと知った。

- ・商品の販売目的を隠して接触してくるところはアポイントメントセールスやキャッチセールスと同様ですが、商品の販売に恋愛感情を利用する点が特徴です。

【対策】

- ・不要なものはきっぱりと断りましょう。
- ・販売員の好意は、商品を売るためであることを知っておきましょう。
- ・アポイントメントセールスやキャッチセールスに該当する場合は、クーリング・オフできます。
- ・消費者契約法が改正され(2019年6月施行)、「デート商法」は不当な勧誘として、要件を満たせば契約を取り消せるようになりました。困った時は、消費生活センターなどに相談してみましょう。

🔍 調べ学習に

デート商法に関する動画

- ▶ 「政府インターネットテレビ」～恋人の“ふり”に要注意！～(内閣府)
- ▶ 好きになったら騙される!? デート商法を恋愛ゲームで体験！(国民生活センター)



マルチ商法に関する動画

- ▶ 「あなたも気をつけよう！～身近な消費者トラブル～マルチ商法編」(京都府)



悪質商法に関する最新の情報

- ▶ 神奈川県 よくある消費者トラブル
- ▶ 国民生活センター 相談事例



中・高校生の消費者トラブル

『未成年者の消費者トラブルについての現況調査』(国民生活センター、2025年)によると、中学生の相談件数の第1位は、男女ともに「インターネットゲーム」です。特に男子は全体の6割を占めています。一方、女子は1位であるものの全体の2割程度で、「他の健康食品」等の定期購入トラブルの相談が男子より多く見られます。

高校生になると、「インターネットゲーム」が最も多いものの、そのほかの商品の相談件数との差は小さく

なり、「他の健康食品」等の定期購入トラブルの相談が多くみられます。

20代になると、近年、件数は減少傾向にあるものの「出会い系サイト・アプリ」のトラブルが依然上位にあるほか、SNSでアフェリエイトで稼げると誘われて副業の契約をした等の「内職・副業」のトラブルが増加しています。高校生のうちからこうしたトラブルを知っておくことも大切です。

Unit:4 ネットショッピングの前に ★★



ねらい

- ・ネットショッピングの特性を理解し、購入前に消費者として知っておきたい事項について、自ら確認しようとする態度を養う。
- ・ネットショッピングする際に確認しておきたい事項について、実際にサイト上で確認することができるようにする。

進め方のヒント

- ・導入では、ネットショッピングの経験やトラブルの有無について話し合い、実際の店舗での購入とインターネットを介した購入との違いに気付かせます。**<生活課題の発見>**
- ・導入の話し合いの中で、ネットショッピングの際に、トラブルを避けるために、あらかじめ確認しておきたい事項（＜ワーク1＞①～⑤）は何か考えさせます。**<解決方法の検討と計画>**
- ・＜ワーク1＞は、具体的な商品（例えば、教室に設置する本棚…など）を想定し、各自に、実際にショッピングサイトを選ぶところから検討させ、自らが選んだサイトの該当ページから、①～⑤の事項を見つけ、記入できるようにします。**<実践活動>**
- ・＜ワーク1＞の活動を通して分かったネットショッピングの注意点を＜ワーク2＞にまとめるようにします。調べ学習などで理解したことを加えてもよいでしょう。**<実践活動の評価と改善>**

参考 インターネットを使用する環境が準備できない場合には、下記の模擬サイトのページをプリントして使用する。

特定非営利活動法人ITサポートさが
【疑似体験で情報モラル学習】
ネットショッピング編



解説

「令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」（こども家庭庁）によると、インターネットを利用している人の中で「買い物をする」とした高校生は40.1%であり、中学生の13.4%から急激に増えていることが分かります。

ネットショッピングは、実物を手に取ることができないため、サイズが合わなかった、イメージと違った…などという問題も起こりがちです。また、商品が手元に届かなかったり、届いても商品に不備があったり…といったトラブルも想定しなくてははいけません。

また最近では、事業者から購入するだけでなく、個人間で売買するフリマサービスも普及してきています。トラブルの解決は個人間で図ることが求められるため、用心して利用する必要があります。

生徒用 - P8

Unit:4 ネットショッピングの前に

年 組 番
名前



ワーク1

インターネットのショッピングサイトを見て、ネットショッピングをする前に確認しておきたいお店の情報について調べ、①～⑤に記入しよう。

お店の情報を調べたら次ページのチェックリスト①～⑤もきちんと確認して購入しよう！なの～

① 調べたショップ名と URL

ショップ名… Kanausozon
URL… https://www.kanausozon.co.jp

② ショップの住所・電話番号

住 所… 〒000-0000 神奈川県●●市●● カナウスゾン会社
電話番号… 0120-000-0000



③ キャンセルの可否、方法

キャンセル… ☒ できる ・ ☐ できない

方法… ・注文履歴にアクセスし、キャンセルボタンをクリック。
・キャンセルボタンが表示されていない場合、注文のキャンセルができない。
・キャンセルできない場合は、商品受領後に返品手続きをする。 など

④ 返品・交換の可否、方法、条件

返品・交換… 購入者都合の場合 ☒ できる ・ ☐ できない

方法… ・注文履歴から「商品の返品」をクリックする。
・返品・交換期間内に返品されたかどうか、商品カテゴリー、返品・交換理由などにより減額されることがある。
・着払いで返送した場合、返金額から返送料が差し引かれることがある。 など

返品・交換ができる場合の条件、またはできない場合の条件を読み、気になったもの一つを書こう

…できる ・ ☒ できない場合の条件
金庫は返品・交換ができない。 など

⑤ 送料、手数料など価格以外に必要な費用

・送料は注文確定画面で手数料と合算して表示される。
・有料会員は、配送オプションにかかわらず配送料無料。 など

ワーク2

ネットショッピングの前に、気を付けたいと思ったことを記入しよう。

・利用規約をよく読み、キャンセルや返品・交換の条件を確認する。
・住所や電話番号が記載されていないショップは利用しない。
・入力ミスがないか、定期購入になっていないかを確認する。
・クレジット決済では電子認証システムや暗号化を利用する。 など

8

ネットショッピング

ネットショッピングは、通信販売にあたり、特定商取引法の適用となります。特定商取引法では、一定の事項について明確に表示を行うよう広告・表示規制をしています。

<電子広告における表示義務（主な7つの例）>

- ①価格 ②支払時期と方法 ③商品の引渡時期
- ④申込みの期間 ⑤返品可否・条件・送料の負担など
- ⑥事業者の氏名・住所・電話番号（法人の場合、代表者などの氏名も）
- ⑦継続的売買取引（定期購入など）の場合は、その契約期間・金額・その他の販売条件

また申し込みに係る最終確認画面等で、以下の事項を表示することが義務付けられています。証拠を残すために、最終確認画面のスクリーンショットを残すようにします。

<申込みの「最終確認画面」における表示義務>

①～⑤の事項に加えて、⑧販売される商品の分量（数量・回数・期間など）

購入前には、①～⑧の事項がしっかり記載されているか確認し、記録を保存する習慣をつけるようにしましょう。住所や電話番号が記載されていない販売店は利用しないようにします。

なお、サブスクリプションのような役務提供契約でも、売買契約と同様の広告・表示規制があります。

●契約の取り消しや返品には…

ネットショッピングは、通信販売にあたるため、クーリング・オフの適用はありません。しかし、申込みの最終確認画面における表示義務違反によって誤認して契約したような場合は、契約を取り消せます。

事業者による返品制度がある場合は、その期間と費用の負担について表示することとされています。返品制度の表示がない場合は、商品が届いてから 8 日以内であれば、返品費用を消費者が負担することで契約を解除することができます。

また、民法の規定により、未成年者の場合、親権者の同意のない契約は取り消せます。

🔍 調べ学習に

▶ 国民生活センター
相談事例 > 消費者トラブル解説集
> ネットショッピング



ネットオークション

ネットオークションでは、出品者が販売業者の場合は通信販売となり、特定商取引法など法律の規制が適用されますが、販売業者でない個人間の場合は同法の規制が適用されません。国は「インターネット・オークションにおける『販売業者』に係るガイドライン」を公表し、特定商取引法の「販売業者」に該当すると考えられる場合を明確化しています。

<ネットオークションの注意事項>

1. ネットオークションはリスクを伴うと認識した上で利用する。
2. オークションサイトによって取引ルールが細かく決められているので、事前に十分確認する。
3. 出品者の住所、氏名、連絡先、銀行口座、振込記録、取引時の画面やメールは保存する。
4. 決済は、代金着払いやオークションサイトが提供する安全性の高い方法を利用する。
5. 取引相手の評価欄は、コメント部分まで読む。
6. ID、パスワードを第三者に不正利用されるトラブルがあるので、自分で責任をもって管理する。
7. トラブルに巻き込まれた場合、内容証明郵便を利用し期限を定めて取引相手へ契約内容の実行を催促する。補償制度を設けているオークションサイトもあるので、サイトに確認する。連絡がない場合は詐欺の可能性も考えられるため、警察に相談する。

フリマサービス

個人同士がインターネット上で商品などの取引ができ

るフリマアプリやフリマサイトなどのフリマサービスは近年、利用が広がり、関連する相談も増加しています。

購入者からの「商品が届かない」「壊れた商品・偽物などが届いた」などの相談だけでなく、出品者から「商品を送ったのに、商品が届かないなどを理由に商品代金が支払われない・商品代金の返金を求められた」などの相談もあります。また、未成年者が酒類など年齢確認の必要な商品を購入しているケースもみられます。

多くのフリマサービスは未成年者でも、親権者の同意のもと利用が可能です。同サービスが ①個人同士の取引であり、トラブル解決は当事者間で図ることが求められている点を理解して利用すること ②利用規約などで禁止されている行為は絶対に行わないこと ③利用する際には家族などで利用方法を十分に話し合うことなどを確認するようにします。また、トラブルに遭った際、当事者間での話し合いやフリマサービス運営事業者への相談でも交渉が進まない場合は、最寄りの消費生活センターなどに相談することも教えておく必要があります。

参照

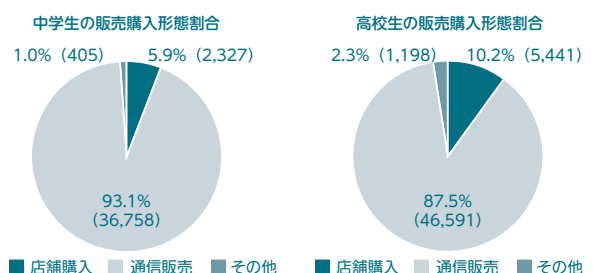
生徒用 P9 解説 <フリマサービスの注意事項>

1. フリマサービス運営者が定めた利用規約を守り、独自ルールで取引しない。直接取引も行わない。
2. 相手への連絡は、迅速に、また丁寧にする。
3. 出品する際には、商品情報は正確に記載し、不利なことも隠さない。
4. 商品を発送する際には、写真を撮っておき、配達記録を追跡できる発送方法（宅配便など）にする。
5. 購入する際には、商品説明をきちんと確認し、気になるところは質問する。
6. 報復的な評価をしない。
7. 何か疑問を感じたときは、運営事業者のヘルプページを確認したり、運営側へ問い合わせる。

インターネットを利用したショッピング等は、キャッシュレス決済されることが多いため、P10-13の「いろいろな支払い方法を知ろう」もご参照ください。

通販でのトラブル…中学生は 9 割超

消費生活センター等に寄せられた相談を販売購入形態別にみると、中学・高校生は「通信販売」の相談が非常に多くなっています（カッコ内は件数）。



『未成年者の消費者トラブルについての現況調査』（国民生活センター、2025 年）より

Unit:5 支払い方法を知ろう ★★



ねらい

【中学】

- 各決済方法の仕組みや支払いタイミングの違い、長所と短所を理解し、適切な方法を選択できるようにする。

【高校】

- 各決済方法の長所と短所、お金を借りる意義と責任を理解し、適切な方法を選択できるようにする。

進め方のヒント

【中・高共通】

- 日常生活の中で、自分や家族が、どのようなときに、どのような決済方法をとっているかなどを振り返り、さまざまな決済の方法があることや各決済方法を選ぶ理由について考えられるようにします。

<生活課題の発見>

- 決済方法のそれぞれの長所・短所を考えながら、各自で、意思決定します。

(家庭科でさまざまな支払い方法について学習した後に取り組むことが望ましいですが、未習や復習を必要とする場合には、表の「お金の準備と購入時期」「総支払額」について、よく説明をしてから取り組むようにします。)

<解決方法の検討と計画>

- 自らが選択した方法についてグループで共有し、話合ったり、また方法を再度検討したりする機会を設けるとよいでしょう。

<解決方法の検討と計画>

- 各自(各グループ)が選んだ方法、理由を発表し、理由の中から、各決済方法の長所・短所をまとめ、生活に生かせるようにします。

<実践活動>

📎 P22 展開例参照

【高校のみ】

- 預金等の金利と、クレジットカードの金利の差に気づかせることでクレジットカードを使用する際に気を付けるべきことの理解を促し、多重債務に陥らないように金銭を計画的に使用しようとする態度を養うようにします。

解説

クレジットカードにおける三者間契約は、消費者が販売会社で購入した商品やサービスなどの代金をクレジット会社が立て替えて販売会社に支払い、後日、消費者がクレジット会社に、その代金を支払うものです。

実際には中学生や18歳未満の高校生はクレジットカードを作ることができないため、電子マネーなど身近

生徒用 - P10

Unit:5 支払い方法を知ろう

年 組 番
名前

うそん

ワーク1 カナウソの姉は社会人1年目で、毎月の「自由に使えるお金」は2万円です。寒くなってきたので、バーゲンで見つけた3万円(税込み)のコートを買うことにしました。貯金はありません。あなただったら、どのような支払い方法を勧めますか? ①～④の中から選び、理由を書こう。

方 法	お金の準備と購入時期	総支払額
① 現金で購入	・ 3万円ためてから購入	3万円
② ICカード型電子マネーで購入	・ 3万円ためてから、電子マネーにチャージ(入金)して購入	3万円 150円分ポイント還元
③ デビットカードで購入	・ 3万円を引き落とし口座に用意してから、購入	3万円 150円分ポイント還元
④ クレジットカード(1回払い)で購入	・ すぐに購入 ・ 1か月半後の引き落としに備え、3万円を用意するようにする	3万円 300円分ポイント還元
⑤ クレジットカード(3回払い)で購入	・ すぐに購入 ・ 翌月から毎月1万3000円程度の返済をする	3万750円 300円分ポイント還元
⑥ クレジットカード(リボ払い)で購入	・ すぐに購入 ・ 翌月から毎月3,000円程度の返済をする(支払回数11回)	3万2244円 300円分ポイント還元

※「リボ払い」は残高スライド元利定額方式の場合。「分割払い」ともに年15%で計算

方法

④

理 由

・ 3万円たまるのを待っていると、季節が変わってしまうから。
・ 総支払額が増えてしまうのは困るので、クレジットカードの支払い日までにお金をためるようにして、1回払いで買う。

ワーク2 自分が決めた「ワーク1」の方法、理由について、周りの人と話し合ってみよう。また、それぞれの方法の長所と短所を考えてみよう。

方法

長 所

短 所

P13表
「各決済方法と主なメリット・デメリット」参照

なキャッシュレス決済と関連付け、支払時期を念頭に分類し、理解させるようにします。クレジットカードや立替払い型の後払い決済サービス(以下、立替払い型)などは、商品などは先に手に入っても支払いを終えるまでは「借金」をしているのと同じなのだという認識を持たせることが大切です。

※主な決済方法の解説は、以下を参照

1. 支払いのタイミングによる分類

●<プリペイド(前払い)>

プリペイドカード／電子マネーなど

プリペイドカードは、事前にお金を入金するなどし、そのお金の価値を記録しておいて、代金の支払いに利用する「前払い式」の決済手段です。①磁気型プリペイドカード(P13表参照 以下同)、②ICカード型電子マネー(スマホによるタッチ式を含む)、プリペイドカード(識別番号による)③サービスタイプ電子マネー…などに分類されています。ワークでは流通系の②を念頭においています。

●<リアルタイムペイ(即時払い)>デビットカード

⑤デビットカードは、クレジットカードと同様に店頭での支払いに使用できますが、お店で商品の代金を支払った瞬間に、自分の銀行口座からお金が引き落とされます。そのため口座の残高以内でなければ、購入することはできません。クレジットカードと違い、「借金」で

はないので、多くは15歳・高校生以上なら未成年者でも作ることができます（一部、発行に審査あり）。

●<ポストペイ（後払い）>クレジットカード

- ・お金がなくても欲しいものを買ったり、サービスを受けたりして、その代金は第三者に立替払いしてもらい、後日その第三者に支払うという方法を「販売信用」といい、狭い意味で「クレジット」と呼ばれています。
- ・クレジットには「包括クレジット」と「個別クレジット」があります。⑥**クレジットカード**はカードを加盟店に提示すると、利用限度額以内で商品などを購入できる「包括クレジット」にあたります。カード会社は消費者の支払いを見込める範囲内の金額のカードを発行します。「個別クレジット」は、商品購入・サービス取引の都度、その契約代金を立替払いする形態をいいます。これらの「販売信用」と「消費者金融」を合わせて「消費者信用」または広い意味で「クレジット」という場合もあります。
- ・支払い方法は、「一括払い」と、「分割払い」「リボ払い（リボ払い）」といった分割して支払う方法があります。基本的に2回払いまでの手数料は無料ですが、それ以降の「分割払い」の場合は、手数料が加算されます。
- ・「リボ払い」は、毎月の返済額を一定に設定することができますが、少額に設定したり、買い物が重なったりすると、返済期間が延び、その分多くの手数料を支払うことになります。①初期設定がリボ払いになっていた ②リボ払い専用のクレジットカードと知らずに入会してしまった ③利用時に1回払いを選択していても申し込み時に「リボ払いになるサービス」にチェックが入っていた ④一定金額を超えると、リボ払いになる設定だった…などの理由で、知らず知らずのうちに「リボ払い」になってしまっていたというトラブルも発生しています。どのような仕組みになっているか、パンフレットや会員規約、利用明細書などで確認することが必要です。
- ・クレジットカードやローンに関する信用情報（個人の属性・契約内容・支払状況・残債額など）は、指定信用情報機関がクレジット会社などから収集し、加盟クレジット会社からの照会により適宜、提供しています。
- ・クレジットカードの支払いを滞納すると、指定信用情報機関に記録されるため、利用したいときにクレジットカードやローンが利用できなくなる可能性があります。
- ・奨学金も返還の延滞が続くと、クレジットカードと同様に指定信用情報機関に記録されます。奨学金の返還に困った際には奨学金相談センターに相談するようにしましょう。

（参考）キャッシングと多重債務

- ・学生カードなどの一部を除き、クレジットカードの多くにキャッシング機能が付いており、簡単に借金ができる仕組みになっています。利息は借入金額により年率15～20%程度と、高くなっています。
- ・具体的な返済のめどがないままにキャッシングを利用すると、そのうち借金返済のために借入れをするようになり、「多重債務」に陥る危険があります。
- ・借金の問題は、法律によって必ず解決できますが、以

前と同じ生活を続けられ、また借金を作ってしまうこととなります。そこで、法的解決とともに、家計管理をはじめとする生活再建ができるよう、市や県（町村部所管）に相談窓口（自立相談支援機関）を設け、相談支援を行っています。

（参考）後払いサービス 新成人が注意したいこと

②ICカード型電子マネー、③サーバー型電子マネー、④コード決済は、基本的に<前払い>ですが、クレジットカードからチャージ（購入）するようになると、実質的に<後払い>になります。特に②や④を、一定額以下になると自動的にクレジットカードからチャージされる「オートチャージ設定」にした場合、使いすぎに気付かない可能性があります。プリペイドの電子マネーに慣れ親しんだ昨今の生徒には、クレジットカード連携後の使い方に注意を促す必要があります。

⑧**立替払い型**も広まってきています。2月を超えず、ID・カード等を発行しない⑧は、資金決済法・割賦販売法いずれも規制対象外です。

また、割賦販売法（2020年改正）により、一部独自の与信審査が認められ、「後払い決済サービス」が登場しています。加えて、これまで書面で行われていた契約内容や催告内容などの電子化が可能になり、スマホの小さな画面でチェックする必要もでてきました。こうした「後払い決済サービス」は手軽に利用できますが、「借金」ですので、利用は計画的にするよう十分に注意喚起する必要があります。（➡P12 コラム参照）

2. 支払い形態による区分

利用形態により、カードによる決済、スマートフォンによる決済といった分類も可能です。

●カードによる決済

①磁気型プリペイドカード、②ICカード型電子マネー、⑤デビットカード、⑥クレジットカードなどがあります。③サーバー型電子マネーもカードの表にプリペイドカード（識別）番号が記されるなどの形でコンビニエンスストアなどで販売されることがあります（ニンテンドーカードなど）。

●スマートフォンによる決済

PCでも使用できる③サーバー型電子マネーのほか、タッチ式の非接触型電子マネー（モバイル Suica, Apple Pay, Google Payなど）、④**コード決済**などがあります。携帯電話料金と一緒に請求される⑦**キャリア決済**、クレジットカードや「後払いアプリ」を利用した後払いなどもあり、前払い、即時払いだけでなく、支払いタイミングはさまざまです。利用する際は、スマートフォンのセキュリティ対策も必要です。

（参考）ポイントサービスとは

ポイントサービスとは、商品を購入した際に「ポイント」を還元するサービスです。消費者は「1ポイント＝1円」のように一定率で、お金と同じように使うことができます。しかし、企業の一時的な都合で、ポイント還元率や利用方法などが変更されることがあります。

➡P.13の表はコピーして生徒に配布できるようになっています。

スマホ決済が浸透

キャッシュレス化が進む中、図書カードも2次元コード方式や電子版に移行し、①磁気型プリペイドカードを目にすることは少なくなりました。

よく利用されているのは、②ICカード型電子マネーで、交通系のSuicaやPASMO、流通系のnanacoなどがこれにあたります。③サーバ型電子マネーは、ネットショッピングやゲームなどで利用されているため、中高生でも馴染みのあるものです。

スマートフォンを利用して行う④コード決済も、法定代理人の同意を得れば未成年でも利用できます。基本的にはコンビニエンスストアなどからチャージして利用する<前払い>です(一部、銀行口座からの<即時払い>、実質<後払い>できるものもあり)。携帯キャリアによるコード決済は、毎月の携帯代との合算払い(⑦キャリア決済)することができ、その場合、実質的に<後払い>になります。キャリア決済は携帯キャリアごとに限度額が設定されており、未成年の場合、およそ1~2万円ですが、成人になると10万円まで利用可能になるものもあります。民間の調査では、中学生は2割程度、高校生は5割弱がスマホ決済を使うと回答しており、こうした決済方法が浸透しつつあることが窺えます。

⑧立替払い型は、ネットショッピングでよく使われています。多くは年齢制限がなく、親権者の同意を得る必要がありますが、実際に親権者に確認することなく利用できます。

一方、⑤デビットカードは、15歳以上が対象でも、多くは中学生不可です。また⑥クレジットカードは、原則として中学生は家族カードも不可で、18歳以上でも高校生はほとんどの場合、作ることができません。

表 中学生・高校生が利用可能なキャッシュレス決済

①磁気型プリペイドカード	○
②ICカード型電子マネー	○
③サーバ型電子マネー	○
④コード決済	○
⑤デビットカード	△(15歳から可能なもの)
⑥クレジットカード	△(原則18歳以上、ほとんどは高校生不可)
⑦キャリア決済	○(制限あり)
⑧立替払い型	○

未成年にも拡大する「後払い」決済

これまで「後払い」といえば⑥クレジットカードがほとんどであったため、クレジットカードが作れない未成年は利用することができませんでした。しかし、昨今は、いろいろな形で「後払い」が利用できるようになってきました。

実質後払いの⑦キャリア決済だけでなく、⑧立替払い型もネットショッピング等の普及とともに高校生な

ど若い世代に利用されるようになってきています。『令和5年通信利用動向調査』(総務省)で、インターネットを使って商品を購入する際の決済手段を聞いたところ、15~19歳で最も使われていた決済手段は、コンビニエンスストアでの支払いでした(図参照)。コンビニエンスストアでの支払いは、前払いと後払いがありますが、早く商品が手に入ることから⑧立替払い型を利用している可能性も十分考えられます。

背景には、BNPL(Buy Now Pay Later)といわれる「後払い決済サービス」の市場の拡ががあります。BNPLは、モノやサービスを提供する店舗などと消費者の間に後払い決済サービス事業者が入る仕組みで、多くは事業者独自のAIなどによる与信審査で、親権者の同意があれば未成年も利用することができるものです。

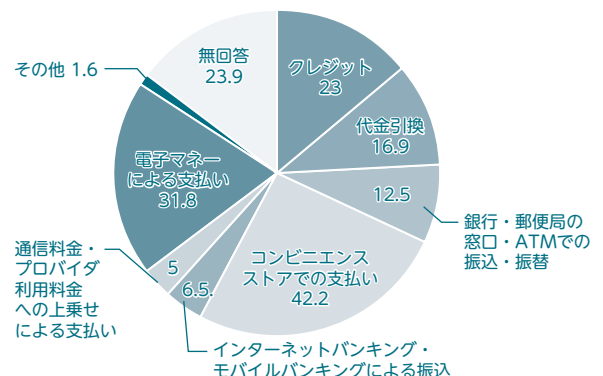
サービス内容は各社異なり、「コード決済」や「プリペイドカード」の名称のまま後払いできるもの、後払いで電子マネーをチャージできるもの、定額払いで返済できるものなどさまざまです。利用限度額はクレジットカードに比べ少額で、利用代金はモノやサービスの購入後概ね2か月以内に、決済番号やコードなどを使ってコンビニエンスストアやATMなどから支払うというものがほとんどです。また、国際ブランドカードと提携したり、リアルなカードが発行できたりするものもあり、ネットショッピングだけでなく実店舗でも利用できるものもあります。

後払いの手数料も、短期間なら無料で使えるケースもある一方で、3000円の利用でも500円程度の手数料がかかるもの、年会費がかかるもの…などさまざまです。

一つ一つの利用は少額でも、複数のサービスを利用すると、利用額の総額が膨れ、返済できなくなるリスクがあります。遅滞した場合には遅延損害金を支払うことにもなりますから、多重債務に陥らないよう未成年の身近にも登場するようになった<後払い>について、注意喚起する必要があります。

インターネットを使って商品を購入する際の決済手段
<15~19歳>

(総務省「令和5年通信利用動向調査」より)



	現金	プリペイド（前払い）				リアルタイムペイ（即時払い）	
サービス例	—	①磁気型 プリペイドカード (QUOカードなど)	② IC カード型 電子マネー (Suicaなど交通系、nanacoなど流通系)	③サーバ型 電子マネー (Amazonギフト券など)	④コード決済 (PayPayなど)	⑤デビットカード (銀行系、国際ブランド系)	④一部の コード決済 (ゆうちょPayなど)
支払い方法	—	原則 1 回払い				1 回払い	
限度額	—	入金額 ※入金上限額が設定されている場合もある				預金口座残高 ※ 1 日の利用上限額が設定されている場合もある	
主な メリット	・すべての店舗 で利用できる ・残金を目で確 認できる	・現金で支払う手間が省ける ・割り勘など個人間の送金が簡単にできる（④の一部のサービス）				・現金で支払う手間が省ける ・ATMにお金を引き出しに行く 必要がない ・ATM利用手数料がかからない	
		・ポイントなどの特典を受けられることがある					
主な デメリット	・支払いに手間が かかる ・ポイントが付か ない	・利用できない店舗がある ・事前に購入やチャージをしないと使えない（④は、下記[注意]参照） ・（②③④）はクレジットカードと連携し、購入・チャージした場合などには、実質的に後払いになるので、注意が必要				・利用できない店舗がある ・口座にお金がないと使えない	

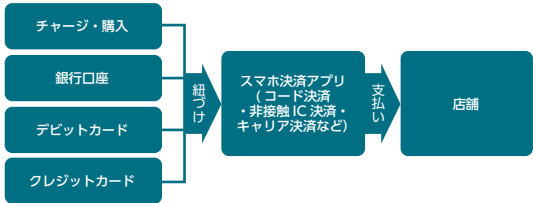
ポストペイ（後払い）				
サービス例	⑥クレジットカード			⑦キャリア決済
				⑧立替払い型
支払い方法	1 回払い / ボーナス払い	分割払い	リボ払い	携帯電話の料金とまとめてキャリアに支払う
				コンビニエンスストアなどから後払い決済サービス事業者に入金
限度額	与信額 ※収入、支払実績などをもとに設定される			契約状況・年齢による
				会社によって異なる
主な メリット	・手数料がかからない ・引き落としまでに、1 カ月余り（ボーナス払いの場合は最大で約 6 カ月）の支払い猶予期間が得られる	・支払いの終了時期と手数料の総額があらかじめわかる ・1 回の支払額が少なくて済む	・買い物が重なっても、毎月の支払額がほぼ同じで済む	・未成年者でも利用できる（※） ・チャージする手間が省ける
	ポイントなどの特典を受けられることがある			・未成年者でも利用できる（※） ・支払期日（長くて 2 カ月以内）までの支払い猶予期間が得られる
主な デメリット	・一度に支払う必要がある ・使い過ぎると、引き落としできなくなることも	・手数料がかかる（多くは 2 回払いまでは手数料がかからない） ・買い物が重なると、月々の返済が高額になる	・一般的に手数料が高い ・残高が把握しにくい ・買い物をし過ぎると支払期間が延び、その分手数料がかさむ	・支払えない場合、携帯電話の利用停止や解約のペナルティを受けることも ・分割払いができない ・割賦販売法や資金決済法の適用がないため、過剰与信（支払い能力を超える額を与えられる）の恐れがある ・手数料がかかる場合がある

※多くの場合利用規約で法定代理人の同意が必要とされている

(経済産業省による分類をもとに作成)

スマホ決済の仕組み

現金ではないさまざまな決済方法（キャッシュレス決済）は、支払いの形態もカードからスマートフォンを利用した決済（スマホ決済）へと変化し、多様化しています



【注意】 上記表のコード決済④は、プリペイド（前払い）のほか、銀行口座と連携することでリアルタイムペイ（即時払い）、クレジットカードとの連携や「後払い決済サービス」を利用することでポストペイ（後払い）になるなど、設定により支払のタイミングが異なります。いつ、どの支払い方法で、いくら使ったのか、支払いのタイミングはいつか、残高はいくらかを、アプリなどを利用してきちんと把握することが大切です。



Unit:6 生活のお金を考えよう ★★



ねらい

【中高共通】

- 生活にはいろいろな費用が掛かることを理解し、家計管理や生活設計の重要性に気付く。
- 将来の家計の「やりくり」に必要な基本的な知識を身に付ける。
- 自身の生活について主体的に考え、限られた資源を工夫し、適切に分配しようとする態度を養う。

【中学のみ】

- 支出の中には、必需的なものと選択的なものがあることに気付く。
- 自分の価値観を踏まえ、優先する順位を考え、支出を調整することができるようにする。

【高校のみ】

- リスクに備えて貯蓄することの重要性を理解するとともに、将来を見通して資産形成するためには、支出とのバランスをはかり、予算を立てるなどして、家計を管理する必要があることに気付く。

進め方のヒント

【中高共通】

- 導入では、生きていくためにはどのような費用が必要か、自身の生活を振り返り、考えるようにします。
- ワーク【手順1】では、将来の自分の生活を思い描くようにし、「食費」「住居費」「娯楽・交際費」「貯蓄」について、自分がどのような生活を求めるかを考えさせます。ここでは金額を考慮せず、自分の希望を書くように促します。

- 【手順1】で選んだ生活を送るには、それぞれいくらぐらいのお金が必要になるのか発表し、【手順2】に記入させます（金額は生徒用P18にも掲載）。【手順1】では、金額を参照させないようにします。（P23展開例参照）。

- 【手順3・4】を通じ、収入には限りがあるため、ある費用に多くのお金を充てると、他の費用を抑える必要があること（トレード・オフ）に気付かせるようにします。

＜生活課題の発見＞

- 【手順5】では、【手順1～4】の結果についてグループで話し合う中で、一人ひとり自分の価値観に基づいて、収入を配分し、生活設計することが分かるようにします。

＜解決方法の検討と計画＞

- ワークで学んだことを踏まえ、発展①②③や、より生徒の実情にあったデータをもとに、近い将来、生活に必要な費用などについて、具体的にシミュレーションしてもよいでしょう。

＜実践活動＞

生徒用 - P12

Unit:6 生活のお金を考えよう
年 組 番
名前

ワーク
あなたは社会人1年目、お給料は手取り16万円の会社員です。

手順1
下記□内の①～④について、自分が望む生活の□に✓をしよう。

① 食費
☐ ① 食事は外食やコンビニエンスストアで済ませる。
☒ ② 昼食は外食で、朝夕は自炊する。
☐ ③ 基本は自炊。昼食もお弁当を持参する。

② 住居費
☐ ① 交通の便、セキュリティ、広さなどの条件にこだわる。
☐ ② 妥協できる条件は妥協する。
☒ ③ 自宅に住み続ける予定。

③ 娯楽・交際費
☐ ① はずれない趣味などがある。
☒ ② 友達との付き合いもほどほどにしながら、節約に努めたい。
☐ ③ 娯楽より節約したい。

④ 貯蓄
☐ ① なるべく多くの額を貯蓄にまわし、年間50万円以上はためたい。
☒ ② ある程度の貯蓄はしておきたい。
☐ ③ 今はあまり貯蓄せずに生活を楽しむ。

⑤ 光熱・水道費

⑥ 交通・通信費

⑦ その他の生活費（被服費・医療費など）

手順2
【手順1】が選択できたら、a～④の該当する選択肢の金額と⑤～⑦の金額を□に記入しよう（P18下を参照）。

選んだ番号の金額
a 4万 円

選んだ番号の金額
b 2万 円

選んだ番号の金額
c 4万 円

選んだ番号の金額
d 3万 円

+

e 1万 円

f 2万 円

g 2万 円

=

h 18万 円

手順3
a～⑦の合計額を計算しよう。1カ月16万円以内で生活できたかどうか確認しよう。

1カ月16万円以内で生活できた ・ できなかった

手順4
16万円以内で生活できなかった場合は、もう一度、選び直してみよう。

手順5
自分の選択について、どのような理由で選んだのか、またどのようなことが分かったかなど、周りの人と話し合ってみよう。

生徒用P18にも掲載されています

P12＜ワーク＞それぞれの選択肢の金額

① 食費	① 5万円	② 4万円	③ 3万円
② 住居費	① 8万円	② 5万円	③ 2万円
③ 娯楽・交際費	① 5万円	② 4万円	③ 2万円
④ 貯蓄	① 5万円	② 3万円	③ 1万円
⑤ 光熱・水道費	1万円		
⑥ 交通・通信費	2万円		
⑦ その他の生活費	2万円		

解 説

●収入の範囲で「やりくり」を

自宅生活している多くの生徒にとっては、どんなものにも、毎月おおよそいくらぐらいお金が必要になるのか、理解が及ばないものです。「節約する」「無駄遣いをしない」と□にする生徒は多いですが、生活の中には「必要」（必需的）なお金で、節約できないものもあります。また「必要」と「無駄」の線引きは人それぞれです。

生活していくには、限られた生活費の中で、何にお金を使うのか、何のお金を削るのか…といった「やりくり」を自分の価値観に基づいて考える必要があります。

(図)



※ 「月給」は「残業手当」を含みませんが、「総支給額」には含まれます。

ここでは、無為に生活していると、支出が収入の範囲を超えてしまうことがあること、自分の価値観で生活費の費目の配分を考えることなどを学びます。

キャッシュレス化とそれに伴う規制緩和により、＜後払い＞が利用しやすい環境になってきています（P12コラム参照）。＜後払い＞のリスクを理解し、安易に利用することがないように、生活費を収入の範囲内に収めるための考え方や具体的な工夫を学ぶことは極めて重要です。

●「手取り」とは

ワークでは、将来のこととして「手取り16万円」の中でやりくりするようにしています。ちなみに厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」によると、初任給は高卒・約20万円、大卒・約25万円。手取り額を給与の8割前後と考えると、それぞれ約16万円、約20万円程度になります。

ここではまず、基本給やいろいろな手当などの「総支給額」から、税や社会保険料などが天引きされたものが、いわゆる「手取り額」（可処分所得）となり、家計は、基本的にこの「手取り額」の中でやりくりしていくことを教えます。中学においては、税や社会保険料について、社会科【公民的分野】の「国民の生活と政府の役割」における社会保障の理解に関連付けることもできます。

高校においては、「手取り額」などの家計の構造をしっかり理解させます。また近年、働き方が多様化し、給与の支払われ方も複雑化していることから、「基本給」や「月給」、「年収」と手取り額の関係も理解できるようにしておく必要があります（図1参照）。

●「やりくり」の考え方

中学においては、支出の中には、ライフラインに関わるなど必需的なものと、娯楽や趣味などのような選択的なものがあることに気付くようにします。またやりくりする中で、必需的なものは、選択的なものに優先されることも確認しておきます。

高校においては、「手取り額」から、「貯蓄」を引いた「生活費」の中でやりくりを考えるとよいこと。また生活費から、先に住宅費（家賃など）、光熱費、通信費など毎月出ていくお金がおおよそ決まっているお金（「固定費」）を確保しておくこと。そして食費や交際費、娯楽費などの「変動費」は、残りの生活費の中で、状況に応じて、多く使ったり、控えたりして調節する…など、具体的な考え方を理解できるようにします。

*ワークにおける各費目の金額は、総務省「家計調査」（2024年）を基に参考値を算出しています。住居費などは居住地によって金額が大きく変わるものですが、ここでは、全てにおいて自分の理想をかなえるのは難しいことを理解し、自らの価値観に基づいてお金の配分を考えることを趣旨としているため、あくまでも参考値として示しています。実際に自分たちが住んでいる地域では、いくら

ぐらいかかるのかを調べるといった発展的な学習も考えられます。

●「希少性」と「トレード・オフ」

働いて手に入れるお金には限りがあります。そして多くの場合、欲しいものに対して、使えるお金が少なく、こうした状態を経済学では「希少性」という言葉で表現します。この「希少性」の概念は、中学校の社会科（公民的分野）で学習することになっています。

お金には「希少性」があるため、私たちはお金を使う際には「何かを選んだら、何かを諦める」といったように「トレード・オフ」の状態にあります。こうした経済の概念を用いて、家計における選択について理解を深めてもよいでしょう。

●家計管理と資産形成

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査『単身世帯調査』2024年」によると、20代の単身者の金融資産非保有率は36.6%と約4割にのぼっています。まずは、ライフイベントや生活上のリスクに備えてお金を貯めていくことの重要性や、お金を貯めるためには支出をやりくりする必要があることを理解させることが大切です。こうした学びは、「投資」の意義を正しく理解したり、長期的な資産形成について考えたりするための土台になるものです。高校においては、続いてUnit:7に取り組むことで、家計管理と資産形成を関連

「FinTech(フィンテック)」時代の家計管理

「FinTech（フィンテック）」とは、Finance（金融）と Technology（技術）を合わせた造語で、IoT（Internet of Things）やビッグデータ、AI（人工知能）、ブロックチェーンといった先端技術を駆使して提供される金融サービスを概念的に指す言葉です。

FinTechによって、電子マネー、暗号資産（仮想通貨）、モバイル決済など、個人が用いることのできる「お金」や決済手段が多様化してきています。こうした変化は、小銭のやりとりを省略し、ネットショッピングなどの支払い・送金を簡単にしたり、時間や費用などを効率化してくれたりします。また、消費情報を自動的に収集して家計簿として管理し、貯蓄、個人ローンなどをより合理的に選べるようになるほか、ロボアドバイザーなどによって資産運用のアドバイスを受ける…といったことも普及してきています。

一方で、電子化されたお金は、実物（現金）のように見るできないため、「使うと減る」という実感が持てなかったり、決済が簡単になることで使い過ぎてしまったりということも考えられます。また、FinTechの利便性を享受するには、金融リテラシーはもちろん、情報スキルなどもあわせて身に付けておく必要があります。

Unit:7 資産運用を考えよう ★★★



ねらい

- 自分の希望するライフイベントや価値観をもとに、生活設計をしようとする態度を養う。
- 貯蓄と投資の違い、リスクとリターンの関係、主な金融商品のメリット・デメリットを理解する。
- 資産の目的を考え、運用方法を考えようとする。

進め方のヒント

- 手順1** では、**Resources1** を参考に Unit:6 の家計管理で行った毎月の貯蓄額から資産額を想定し、支出管理の重要性に気付かせるとともに、資産形成の理解へと導くようにします。

ここでは、運用の考え方を学ぶことが主眼であるため、Unit:6 が未習の場合や時間によっては500万円（40代総世帯の貯蓄額中央値）を提示してもよいでしょう。

- 手順2** では、金額の目安をもとに資産をグループ分けするようにします。＜グループ2＞については、将来の希望や計画を想起するように促します。（**Resources2** 参照）

※ **Resources2** は、留学ワールド HP、リクルート『ゼクシィ結婚トレンド調査 2024』、文科省『子供の学習費調査』（2023年度）、住宅金融公庫『フラット 35 利用者調査』（2023年度）を参考に算出

- 手順3** に進む前に、右の解説ページや補助教材（下記参考・金融庁の動画等）で、貯蓄と投資の違い、リスクとリターンの関係、金融商品を見るポイントが理解できるようにします。また適宜、各金融商品の特徴（ワークページ下）についても解説するようにします。そして一人一人が、自分の状況や価値観を踏まえ、資産の目的にあった運用方針を選択し、運用方法を考えることができるよう援助します。また、ワークの結果を共有することで、生徒間で、人によって選択が違ふことや、いろいろな考え方があることを知ることができるようにします。

- 将来に対して、いたずらに不安をあおらないよう十分配慮しながら、全体を通して基本的な資産形成の手順が理解できるようにします。

参考

高校生向け授業動画（金融庁）
※教員向け解説動画もあり

動画で学ぶお金の知恵「マネビタ」
資産運用 ～始める前に～
（金融経済教育推進機構）

「儲け話に関するトラブルにご注意！」
（国民生活センター）



生徒用 - P14

Unit:7 資産運用を考えよう
年 組 番
名 前

ワーク
右の解説ページを読み、社会人20年目の自分の資産運用を考えてみよう

手順1
これまでの学びや **Resources1** を参考に、20年後に自分が持っている資産のおおよその額を考え、記入しよう（資産額を500万円と設定してもよい）。

私の資産... 500 万円

手順2
自分のライフプラン（人生の希望や計画）や価値観をもとに、**手順1** の資産を振り分け、①の欄に金額を記入しよう（**Resources2** を参照。ただし費用の一部を現在の資産で賄うものと考えてよい。例・教育費100万円、住宅費300万円など）

手順3
手順2 の各資産グループの目的を考え、分けたお金の運用方針を決定し、②の該当するものに○をしよう（流：流動性 安：安全性 収：収益性 ※安全性と収益性が両立しないことに注意）。また、運用方針をもとに、考えられる運用先を下記の表を参考に選び、③の欄に記入しよう。

Resources1 ...もしもお金を貯め続けたいなら...

Unit6の③貯蓄で
①を選んだ場合 月5万円×12か月×20年＝ 1,200万円
②を選んだ場合 月3万円×12か月×20年＝ 720万円
③を選んだ場合 月1万円×12か月×20年＝ 240万円

Resources2 ...大きな出費の参考値は

留学費用（語学留学）... 4週間30万円くらい～、1年間300万円くらい～
学費・授業料等費用... 300万円くらい
教育費用（幼稚園～高校）... すべて公立 約600万円、すべて私立 約2000万円
住宅費用... 建売住宅（新築）約4000万円

優先	資産グループ	金額の目安	① 資金の振り分け（金額）	② 運用方針（あてはまるものに○）	③ 考えられる金融商品
高	<グループ1> 生活を守るためのお金	1年分程度の生活費	300 万円	流・安・収	預貯金
	<グループ2> ライフイベントのためのお金（推し活、留学、結婚、出産、教育、住宅費用など）	必要な額 ※参考 Resources2	() 推し活 20 万円 () 旅行 30 万円 () 教育 100 万円 () 老後資金 50 万円 () 万円	流・安・収 流・安・収 流・安・収 流・安・収 流・安・収	預貯金 預貯金 債券 株式・投資信託
低	<グループ3> 当面使う予定のないお金（老後資金や余裕資金）	-		流・安・収	

※「グループ3」については、実際に投資する際には、右ページの「リスクをコントロールするには」を参考に、定期的に少額ずつ投資するなど投資するタイミングを分散させることでリスクを抑えることを心がけましょう。

- 若者も含めて投資トラブルが増えていることから、適宜、被害事例などを交えるようにします。（Unit:8 発展を参照）

👉 P24 展開例参照

解 説

学習指導要領（家庭科）で「資産形成」の視点に触れ、株式や債券、投資信託などの金融商品など「投資」についても学ぶようになりました。この背景には、長期にわたる超低金利や、少子高齢化の中で公的年金だけでなく私的な備えの必要性が指摘されていることなどがあります。

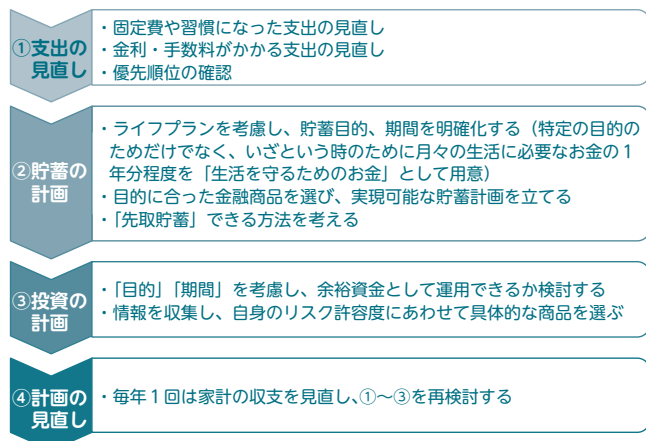
こうした社会環境のもとで、人生を生き抜くためには、「投資」の知識を身に付けることは重要です。しかし特に資産の形成過程にある若者は、家計を黒字化の中で、まずは「生活を守るための費用」を蓄えること、資産の目的を意識した運用を考えること、余裕資金で「投資」をすることなど、資産形成に向けた基本的な順序を学ぶことが大切です。

現在、高等学校への進学率は98%を超えており、毎日の生活費に困窮している家庭から富裕層までさまざまなバックグラウンドの生徒が学んでいます。ネットからは投資で人生を大逆転させようといったうたい文句も流れてくることから、「貯蓄」と「投資」、「投機」との違いを理解させ、自分ごととして判断できるようにする必要があります。

●資産形成の手順

資産形成は、まずは家計、特に支出を見直すことから始まります（図1）。そして、「生活を守るための費用」（クレジットカードの決済などに日常的に備えるお金や、もしもの時のための1年分程度の生活費）や、近い将来必要になる「ライフイベントのための費用」を貯蓄できるようにします。ある程度の蓄えができれば、将来的にインフレなどで実質的なお金の価値（実質購買力）が下がることに備えたり、「貯蓄」だけでは不足しそうな老後資金のためにお金を増やしたりすることを目的に、余裕資金などで「投資」を考えていきます。また、年に1回は、家計全体を見直すようにします。

〈図1〉



●リスクとリターンの関係

投資の中では、「リスク」は利益や損失が出る、不確実性の度合い（振れ幅）のことを指します。また「リターン」はお金を運用した結果、得られるもののことであり、それは利益であることもあれば、損失であることもあります。一般的に「ハイリスク・ハイリターン」「ローリスク・ローリターン」の関係があります。リスクなく、高いリターンを得られることはありません。

金融商品のリスクには、下表のリスクのほか、商品によっては「カントリーリスク」などもあります。リスクは金融商品によって異なります。

リスクの種類	
価格変動リスク	売却した時の価格が、購入時の価格を上回る可能性も、下回る可能性もある
信用リスク	株式や債券などを発行している企業や国などが、経営の悪化や財政難などで、投資した元本や利息を支払う能力がなくなる可能性がある
為替変動リスク	外国の通貨で取引される「外貨建て」の金融商品は、為替相場の動きによって、円換算した際に金融商品の価値が変動する可能性がある
流動性リスク	金融商品を売りたいときに、希望する価格で売ることができなったり、市場で売ることができなったりする可能性がある

●金融商品を選ぶ基準

「安全性」「収益性」「流動性」

一般的に、「安全性」や「流動性」が高ければ「収益性」は低くなり、「収益性」が高ければ、「安全性」や「流動性」に劣るという関係があります。投資信託においては、運用対象が株式中心、債券中心などさまざまなものがあるため、「安全性」や「収益性」をどの程度重視してい

るのかといったバランスは、個々の商品によって異なります。内容をよく理解して選ぶことが大切です。

昨今は、広告などで株式投資やFX、暗号資産（仮想通貨）や儲かる投資方法を教えるという情報商材を目にすることがあります。しかし、「安全・確実で、もうかる金融商品」は存在しません。

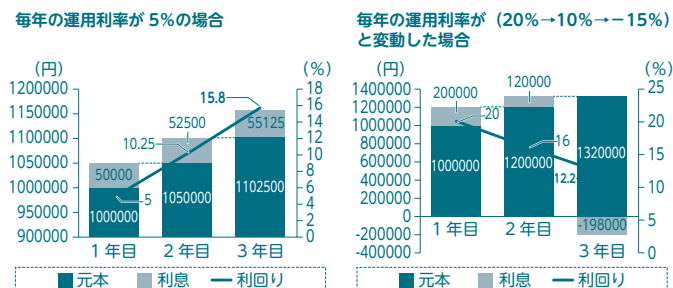
●投資の「複利効果」に注意

複利とは、運用で得た利益を元本にプラスして再投資し、利益を得る方法です。複利は利益が利益を生むことから、運用期間が長くなるほど発生する利益の金額が大きくなります。これを「複利効果」といいます。

投資においても、配当（債券なら利息）などを、そのまま再投資していくことで複利効果が期待できます。ただ定期預金のように毎年同じ利率というわけにはいかないことが多いため、「毎年〇%で運用した場合の複利効果」というシミュレーションをそのまま「投資」にあてはめることには留意が必要です。

例えば、年利5%・1年複利で100万円を3年間運用した場合、運用利回りは約15.8%です。単利では15%ですから、複利効果は約0.8%になります。ところが1年目は20%、2年目は10%で運用できたものの、3年目にマイナス15%になってしまった場合、利回りは12.2%になり、単利のリターン15%を2.8%下回る結果になってしまいます（図2）。このようにリターンの変動が激しい場合には、複利リターンが抑えられる（ボラティリティ・ドラッグ）場合もあることも理解して資金計画を立てる必要があります。

〈図2〉



NISA、iDeCoの注意点

2024年から新NISAが始まり、18歳から口座開設ができるようになりました。税制上のメリットがあり、長期の資産形成を効率的に行うことができる制度として、iDeCoとともに紹介される機会も多くなっています。この二つの制度は「長期」「積立」「分散」の考え方を取り入れて、少額からでも投資を行うことができるものですが、それぞれ以下のようなデメリットがあることも理解しておくようにしましょう。

< NISA のデメリット >

- ①運用で利益が得られなければ、税制上のメリットはない
- ②元本保証ではない。手数料がかかることがある。
- ③他の運用益との相殺（損益通算）などができない。

< iDeCo のデメリット >

- ①原則60歳まで引き出すことができない。
- ②毎月の手数料などがかかる。
- ③給付を受ける際にも手数料がかかる。

ねらい

【中・高共通／ワーク部分】

- ・ 普段なにげなく接している SNS などでも、語り手（インフルエンサーなど）のイメージや言葉、映像などで消費者の注目を集め、購入したい気持ちにさせることがあることに気付く。
- ・ 消費者が「主体的に選んでいる」と感じていても、実際には選択を誘導されている可能性があることを理解する。
- ・ 自分の受けた印象や考えたことを、言葉にして発表できるようにする。

【高校のみ／発展部分】

- ・ 情報を判断する際に、Unit:7 で学んだ金融の基礎知識を活用できるようにする。
- ・ SNS で見かける投資や金融に関する情報について、情報を分析したり、論理的に評価・判断する力（批判的思考力）を身に付ける。

進め方のヒント

【中・高共通／ワーク部分】

👉 P25 展開例参照

- ・ イラスト図の中から、買いたい気持ちにさせる「言葉」や「イメージ」を探すように促します。
- ・ 自分が考えたことをもとに班で話し合い、まとめ、発表するようにします。
- ・ インターネット上から生徒自ら素材をピックアップし、分析してもよいでしょう。

【高校のみ／発展部分】

👉 P26 展開例参照

- ・ Unit:7 で学んだことを振り返り、「疑わしい」と思う文言等を探すようにします。
- ・ 難しく感じる場合には、少人数のグループで考えるようにするとよいでしょう。

解説

●ステルスマーケティングは規制対象に

ネット上にはいろいろな手法で購入を促す仕掛けがあります。閲覧や購買履歴などにあわせて広告が表示される「行動ターゲティング広告」、映像や音声による「動画広告」、記事やコンテンツと似た体裁の「ネイティブ広告」などがこれにあたります。特に有名人やインフルエンサーによる「インフルエンサー広告」は若い人をターゲットにすることが多く、何を言ったかではなく、誰が言ったかで判断してしまうことがあるため要注意です。

一方で、2023 年 10 月 1 日から「ステルスマーケティング」が景品表示法違反となりました。「ステルスマーケティング」は、広告であるにもかかわらず、広告であることを隠す手法です。景品表示法で規制されるのは、広告でありながら一般消費者が広告であることが分からないもので、企業がインフルエンサー等の第三者に依頼・指示するものも含まれます。規制の対象となるのは、商品・サービスを提供する事業者（広告主）で、企業から広告・宣伝の依頼を受けたインフルエンサー等は規制の対象ではありません。また、個人の感想等で広告でないものや、テレビ CM 等の広告であることが分かるもの

は対象外です。

●ダークパターンに注意

ウェブ上には、消費者が気付かない間に不利な判断・意思決定をしてしまうよう誘導する「ダークパターン」といわれるデザインが仕組まれていることがあります。消費者の認知バイアス、行動バイアス、ヒューリスティックス（経験則等）を悪用するもので、OECD のデジタルエコノミー文書（2022 年 10 月 No.336）では、一般的に以下の区分に分類されるとしています。

【行為の強制】特定の機能にアクセスするために、消費者にユーザー登録や個人情報の開示を必要な範囲を越えて強要するなどの行為。

【インターフェース干渉】デフォルトで事業者には有利な選択肢を事前に選択する、視覚的に目立たせるなど。

【執拗な繰り返し】通知や位置情報の取得などを事業者都合の良い設定に変えるように何度も要求するなど。

【妨害】解約や、プライバシーに配慮した設定に戻すことなどへのさまざまな妨害行為。

【こっそり（スニーキング）】取引の最終段階で金額を追加する、試用期間後に自動的に定期購入に移行するなど。

【社会的証明】虚偽の推奨表現、過去の購買実績を最近の実績のように通知するなど。

【緊急性】カウントダウンタイマー、在庫僅少の表示などで、消費者を急かすものや虚偽のもの。

発展

フィンフルエンサーの動向と注意点

「2023 年度全国の消費生活相談の状況」（国民生活センター）において相談件数が増加した商品・役務等の上位 10 位を見てみると、「外国為替証拠金取引」（8 位）、「その他金融関連サービス」（9 位）、「ファンド型投資商品」（10 位）など、資産運用にまつわるトラブルが多くを占めています。また近年、特に投資や金融に関する情報を発信するインフルエンサー「フィンフルエンサー」が若い世代に影響力を発揮してきています。『リスク性金融商品の販売に係る顧客意識調査結果』（金融庁、2024 年）によると、18～29 歳の投資未経験者等は資産運用の情報源に「SNS」（47.5%）や「YouTube 等の動画サイト」（42.5%）を選ぶ割合が他世代に比べ高くなっています。

しかし、証券監督者国際機構（IOSCO）は、フィンフルエンサーによって引き起こされるリスクとして、①高リスク投資の推奨、②誤・偽情報の流布、③透明性の欠如（アフィリエイトによる報酬等）を挙げています。現行の金融商品取引法は、無料の SNS 上で、不特定多数に投資や金融に関する情報を発信すること自体を規制するものではありません（風説の流布や相場操作等を除く）。発信された情報が信用できるものなのか、よく検証する態度を養う必要があります。

日本証券業協会など各業界団体は、金融広告についての注意喚起や自主規制について公表していますので、怪しい広告等を見抜く際の参考にしてもよいでしょう。

また、金融庁の HP（p 26 参照）の「免許・許可・登録を受けている業者一覧」や「暗号資産の利用者のみなさまへ」などで、業者の登録の有無などを確認できることも教えておくとよいでしょう。

➡ P.19 はコピーして生徒に配布できるようになっています。

Unit:8

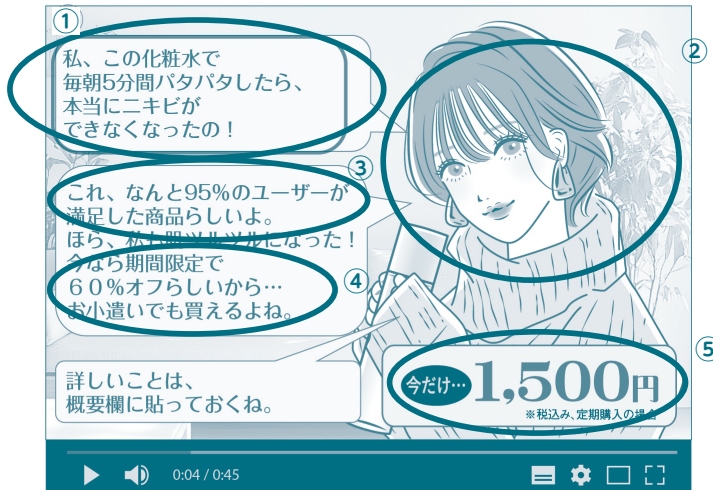
主体的に情報を活用しよう

ワーク ☆ 発展 ☆☆☆

年 組 番
名前

ワーク

下の図のようにインフルエンサーが動画で化粧水を紹介しています。この動画には「買いたい」と思わせる“仕掛け”があります。「買いたい」と思わせる“仕掛け”に○をして番号を振り、そう思った理由を右の枠に書いてみよう。

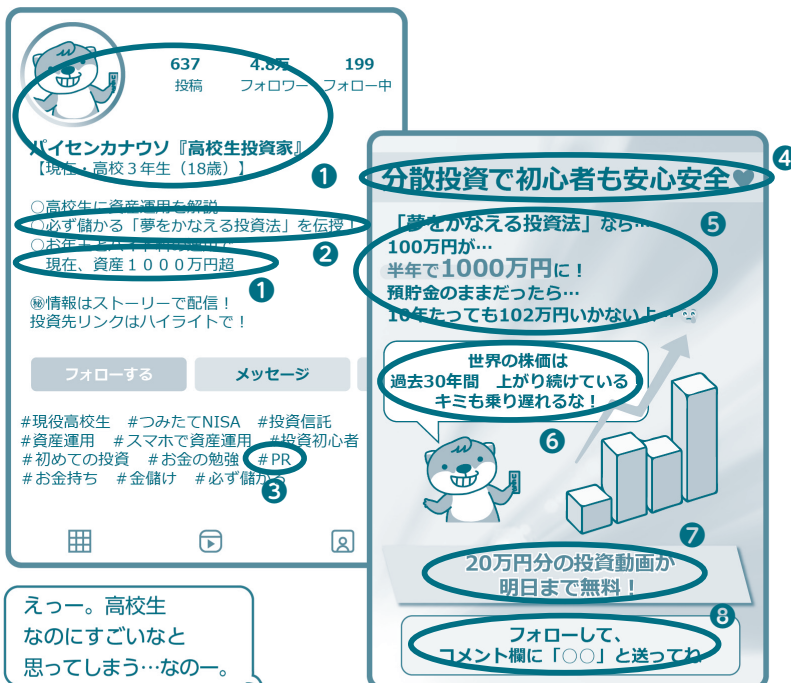


例)

- ①役立ちそうな情報と話し手の個人的な体験を組み合わせることで、買いたい気持ちにさせている
※すべての人がニキビがなくなるわけではないことに注意
- ②憧れのインフルエンサーが勧めることで欲しい気持ちにさせている。
- ③95%のユーザーが満足したという言葉で、自分も期待できると思わせている。
- ④「期間限定」「60%オフ」という言葉で、早く申し込まないと損をするという気持ちにさせている。
- ⑤「今だけ」という言葉で、すぐ買うように促している。
（「定期購入の場合」の文字が小さい）

発展

下の SNS の投稿を見て、疑わしいと思うところに○をして番号を振り、そう思った理由を下の枠内に記入しよう。



例)

- ①写真・プロフィール、実績は本当なのか（たとえ本当であっても、自分も同様の結果が得られるとは限らない。）
- ②「必ず儲かる」という投資はない。
- ③「PR」（広告）である表示が目立たないように、たくさんの＃の中に紛れ込ませている。
- ④「分散投資」で軽減できたとしてもリスクはある。
- ⑤過剰に過去の実績をアピールしている（預貯金とは目的が違うにもかかわらず比較して過剰に実績をアピールしようとしている）
- ⑥過去のデータをもとに、投資機会の逸失を過度に強調している（生徒用右ページ解説「発展」①参照）
- ⑦生徒用右ページ上段解説③④参照
- ⑧DM（ダイレクトメール）などで個人情報を聞き出され、リストが悪質業者に出回る等の可能性がある

Unit:9 消費者市民社会を目指そう ★



ねらい

- ・今、起きている問題に関心を持ち、自分の生活と関連付けて考えられるようにする。
- ・持続可能な社会を実現するために、できることを考え、提案することを通して、自ら社会に主体的に関わろうとする「消費者市民」としての態度を養う。
- ・「SDGs」の各目標について理解を深める。

進め方のヒント

【中学】

- ・教科の関連分野の学習に連動させたり、あらかじめ調べ学習を行ったりするなどして、世界で起きている諸問題について理解できるようにします。
- ・自分たちの日常の消費スタイルが、環境や社会に影響を及ぼしていることに気付かせるようにします。 **<生活課題の発見>**
- ・自分なりの解決方法を考え、自由な発想で提案できるように促します。 **<解決方法の検討と計画>**

【高校】

- ・自分たちの生活と、これまで各教科で学習してきた知識、経済発展に伴う諸問題などを、関連付けて考えられるようにします。 **<生活課題の発見>**
- ・経済活動と環境保護を共に成り立たせるためにはどうしたらよいか、さまざまな視点から考えることができるように十分な時間をとるようにします。 **<解決方法の検討と計画>**

【中高共通】

- ・各自で考えたことをグループ内で共有し、さまざまな方法を検討し、発表すると、より発展的に学ぶことができます。 **<解決方法の検討と計画>**
- ・時間がない場合などは、導入でビデオなどを放映し、問題を把握できるようにしてもよいでしょう。

生徒用 - P18

Unit:9 消費者市民社会を目指そう



ワーク

カナワンの家族が経営しているバーガーショップが、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を考慮したハンバーガーセットのアイデアを募集しています。今売られているハンバーガーセットの絵と宣伝チラシを見て、「商品開発のためのキーワード」をヒントに商品の企画を考え、提案してみよう。



商品開発のためのキーワード

自分の企画

ハンバーガーセットの名前

神奈川ラブラブバーガーセット など

宣伝チラシを書く→

神奈川ラブラブバーガーセット
700円（税別）
・三崎港のマグロを使ったマグロバーガー
・野菜も県内産を使用
・チーズ・ポテトは北海道産を使用
・コーヒースタンド、フェアトレードの豆を使用
・ストローや包装はなく、お皿とマグカップで提供します など

こだわったところと、関連するSDGsの目標(右ページ参照)の番号を書こう。

	こだわったところ	関連するSDGsの目標
食材	・地元産・国内産を使用することで、輸送時のCO ₂ の排出量を抑えた ・コーヒースタンド、フェアトレードの豆を使用し、環境保全と貧困の問題に配慮した ・ポテトは食べ残しを防ぐため、Lサイズまで無料のサービスをした など	目標 12、13 目標 1、12、13 目標 2、12 など
包装	・環境に配慮し、プラスチックを使用した包装、ストローをやめた など	目標 12、13、14 など
その他	・価格を上げて、働いている人に十分な時給を確保できるようにした など	目標 1、8 など

P12 Unit:6 <ワーク> それぞれの選択額の商品 食費→①5万円 ②4万円 ③3万円 住居費→①8万円 ②5万円 ③2万円 娯楽・交際費→①5万円 ②4万円 ③2万円 貯蓄→①5万円 ②3万円 ③1万円 光熱・水道費→1万円 交通・通信費→2万円 その他の生活費→2万円

18

調べ学習に

国際連合広報センター
「持続可能な開発とは」



解説

1. 持続可能な社会に向けて

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の生活から持続可能な社会への転換を図るためには、わが国のGDPの約5割強にあたる個人消費を担う私たち一人ひとりの行動の変容が必要です。

消費者教育推進法には、「消費者市民社会」という考え方が記されています。これは、消費者が「自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」（第2条）というものです。こうした考え方は、2015年9月に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の意向に通底しています。また、新学習指導要領には、「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されています。

開発のためのキーワード参考 HP

フード・マイレージ (NHK for School)



食品ロス

食品ロスについて知る・学ぶ (消費者庁)



海洋プラスチックごみ

海洋プラスチックごみ (外務省)



海洋プラスチック問題について
(WWF ジャパン)※



2. 今起きていることを「知る」

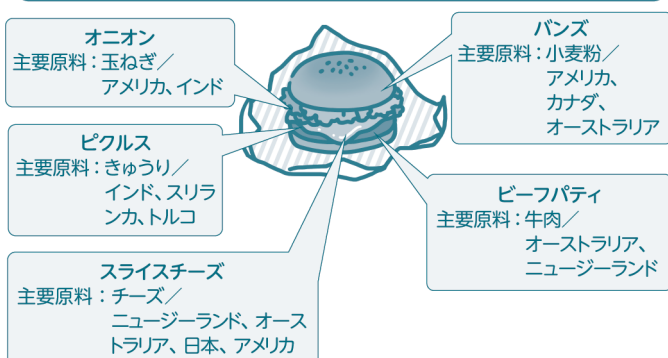
持続可能な社会の実現の必要性を“自分ごと”としてとらえるには、まず現在起きている問題と自分の生活との関わりを「知る」ことが大切です。ワークは、以下の3つのキーワードを手掛かりに、日常生活に潜む問題を「知る」ことから始めます。

キーワード① フード・マイレージ

フード・マイレージは、食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかった「重さ×距離」で表されます。フード・マイレージの大きい食料は、輸送や保管などに多くのCO₂（二酸化炭素）やNO_x（窒素酸化物）が排出されていることになります。

わが国は食料のおよそ6割を輸入に頼っています。例えばハンバーガーの材料は図の通りです。世界における地球温暖化といった問題が、将来の食糧不足に大きく関わってきます。もし輸入食材が入ってこなくなった場合、食卓がどのようになるか考えてみると、その影響がよく理解できます。

ハンバーガーの主要原料の生産国の例



キーワード② 食品ロス

「食品ロス」は、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。日本の「食品ロス」の量は年間約472万トンにのぼります（令和4年度推計値）。日本人1人当たりが毎日お茶碗約一杯分のご飯を捨てているのと同じ量になるといわれています。

「食品ロス」はもったいないだけでなく生産の際に多量のエネルギーを消費し、また廃棄の際にも運搬や焼却で余分なCO₂を排出します。2019年8月に国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表した「土地関係特別報告書」には、食品ロス及び廃棄物の削減等を含む食料システム政策が温室効果ガスの低排出シナリオ等と可能とする（確信度が高い）ことが示されています。

キーワード③ 海洋プラスチックごみ

プラスチックの年間生産量は、過去50年で20倍に増大したと言われています。捨てられたプラスチックはやがて海に流れ出て、海岸に漂着する人工ごみの42%がこうしたプラスチックごみです（P20※参照）。また海に流れ出たプラスチックは、紫外線や海の流れで粉々に砕け、マイクロプラスチックと呼ばれる小さなかけらになります。マイクロプラスチックになると、回収が困難であるだけでなく、マイクロプラスチックを食べた魚の体内に有害物質が蓄積される可能性が指摘されています。

その他の問題 ほかに安いアパレル製品（ファスト

ファッション）の陰には、劣悪な労働環境で働く人たちの存在があることが「ラナ・プラザ」のビル倒壊事故で明らかになっています。またチョコレートの原料であるカカオには、児童労働などの問題が指摘されています。こうした身近な商品が生産される過程で起こるさまざまな問題にも目を向けることが大切です。

3. 解決方法を「考える」

ワークでは、売る側の立場から、①～③の問題を解決する方法を考えます。自由な発想を尊重し、課題解決に向け主体的に関わろうという態度を養います。

① フード・マイレージの視点から

地産地消を考慮し、地元の食材でメニューを考える方法があります。



「自分の企画」参考 HP

(参考) JAグループ神奈川
「かながわ特産品 MAP」



② 食品ロス削減のために

食品ロスを減らすには、必要以上の量を消費者に購入させない、売る側の工夫が考えられます。また完食をした消費者になにかしらのインセンティブを与えるといった方法を考える生徒もいるかもしれません。

③ 海洋プラスチックごみ削減のために

当たり前のように提供されている包装について、本当に必要か、必要ならどのようなものにしたら環境に良いのかを考えていきます。リデュース（減らす）、リユース（再利用）、リサイクル（再生）の3Rなどからヒントを得るなどするとよいでしょう。

4. できることを「実践する」

ワークにとどまらず、日常生活の中で消費者として自分自身が取り組めることを考えていくことも大切です。

①のフード・マイレージの学びから、地産地消やカーボンフットプリント（製品の原材料調達から生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルの全段階で排出された温室効果ガスの排出量を合計し、CO₂排出量に換算して商品に表示したもの）の表示を参考にした買い物につながることも考えられます。

また②の「食品ロス」は、消費者として必要な量だけを買う、賞味期限が迫っているものから買う、といった普段の買い物や、食べきれる分量を注文して食べ残しを出さないなど、外食時の心がけなどが大切です。③のプラスチックごみは、消費者としてなるべくプラスチックを利用しないよう過剰包装を避け、詰め替えの商品や繰り返し使えるもの、再生できるものを利用するなどの方法が考えられます。

「エシカル消費」といった私たちの日々の選択で、よりよい未来をつくることが出来ることを理解しておきたいものです。



さまざまな問題について「知り」、解決方法を自ら「考え」、そして今自分ができることを「実践する」ことは、消費者市民としての基本的な態度です。こうしたワークにグループで取り組むことで、他者との協働を学ぶこともできます。また持続可能な社会の実現に向けた新たな経済、ビジネスの在り方を考えるきっかけになればと考えています。



<展開例 1> Unit:5 支払い方法を知ろう ★★

進め方（高校・50分） 📖 P10～13のねらい、進め方のヒント、解説を参照

学習活動（3～4人のグループを作る）	指導上の留意点
1. 導入（10分） - 普段、どのような方法で支払っているか。シーンを提示して考える。 例「コンビニエンスストアで支払う時は？」 「ネットで何か買った時は？」 など - 黒板に分類して書かれた支払い方法が、どのような基準で分類されているか考える。 例「カードかスマホでの決済か」 「番号を打ち込むか、機械を通すか」 など	- ワークシートを配布する前に、日常生活の中での支払い方法（左側 例参照）を生徒に聞いていく。 - 生徒が答えた支払い方法を、黒板に「前払い」「即時払い」「後払い」「後払い設定が可能」に分類して書いていく。ただしここでは、分類がどのような基準でされているか、黒板に書いたり、説明を加えたりしない。 - 黒板に書かれた支払い方法が「どんな基準で分類されているか」を生徒に考えさせる。 - 意見がいろいろ出たところで、支払時期によって分類されていることを説明し、「後払い」もできる支払い方法が身近になっていることに気付かせた後、ワークシートを配る。
2. 展開Ⅰ<ワーク1>（10分） それぞれの支払い方法の支払時期に留意し、どの選択肢を選ぶかを、各自考え、記入する。	「寒くなってきたので、3万円のコートを買う」「毎月の自由に使えるお金が2万円である」という条件を確認した上で、<ワーク1>に取り組むよう指示する。
3. 展開Ⅱ<ワーク2>（20分） - グループごとに、<ワーク1>で自分が選んだ方法・理由を話し合う。 - 選んだ理由から、それぞれの支払い方法の長所・短所を考えてまとめ、グループごとに発表する。	- 各グループの発表をもとに、それぞれの支払い方法の長所と短所を黒板に整理する。 ①購入時期を遅らせる（㉑㉒㉓のケース）、②お金が用意できると見込んで購入する（㉔のケース）、③コートを買っても自由になるお金が残るようにするために、手数料を払う（㉕㉖のケース）といった点に注目するように促す。 - 選ばれなかった支払い方法についても、適宜、説明を加える。
4. まとめ・振り返り（10分） それぞれの支払い方法の長所と短所をもとに、確実に支払うことができるか自分でよく考え、支払方法を決定することが大切であるということを確認する。	「コード決済」などについても適宜、説明を加え設定により支払いタイミングが異なることを確認する（本書P11 解説、P12コラム、P13注意を参照）。 「クレジットカード」や「立替払い型」決済などの「後払い」は、支払い終わるまでは「借金」であること、安易に使用すると多重債務に陥る可能性がある点を指摘。多重債務に陥った時には、消費生活センターが相談に乗ってくれることも伝える（生徒用P13「多重債務に要注意！」参照）。



進め方（中学・50分）👉 P14～15のねらい、進め方のヒント、解説を参照

学習活動	指導上の留意点
1. 導入（5分） ・ひとり暮らしをした場合、どのようなことに費用が掛かるか考える。 2. 展開（35分） ・【手順1】の「食費」「住居費」「娯楽・交際費」「貯蓄」について、将来、望む生活を考えて、各自選択肢を選ぶ。 ・発表を聞き、【手順2】のa～gの金額を記入する。 ・【手順3】にならい、a～gの合計額を記入し、1カ月16万円以内で生活できたかを検証する。 ・1カ月16万円以内で生活できなかった場合には、選び直すようにする（【手順4】）。 ・【手順1～4】において、どのような選択肢を選び、また選び直したかなどについて、その理由と共に、近くの人やグループで話し合う。 3. まとめ・振り返り（10分） ・<ワーク>を通して、感じたこと、分かったことを発表する。	・生徒の発言を適宜、黒板に書き出し、生活のさまざまな場面で費用が掛かることについて、気付くよう促す。 ・<ワーク>の【手順1】に取り組むよう指示する。ただしここでは、「手取り16万円」ということだけで、詳しい説明はしない。各費用についても、金額を深く考慮するより、自由に生活をイメージして選ぶように促す。 ⑤生徒用P18に各金額が掲載されていますが、見ないで取り組むよう、留意してください。 ・【手順1】を選び終えたことを確認し、a～dのそれぞれの費用ごとに、①～③の各選択肢に掛かる金額を発表する。併せて、選択肢以外のe～gの費用「光熱・水道費」「交通・通信費」「その他の生活費」の金額も発表する。 ・費用ごとに、各選択肢に掛かる金額を黒板に示し、1カ月16万円以内になる生活を選び直すことができるよう、工夫する（生徒用P18の各金額を参照するようにしてもよい）。 ・生活にはいろいろな費用が掛かること。収入には限りがあるため（希少性）、ある費用に多くのお金を充てると、他の費用を抑えなくてはいけないこと（トレード・オフ）に気付かせる（本書P14～15解説参照）。 👉参考として社会人のおおよその給料や、その使い道について示したり、年収や月収と「手取り額」の違いについても適宜、補足する（本書P15図参照）。 ・どの費用にお金を掛けるかは個人の価値観によることなどを確認する。 ・特に「貯蓄」にどの程度のお金を配分したかを取り上げ、貯蓄はどのような時に必要になるか（仕事を失ったら毎月の住居費や光熱費などはどうするのか…など）を考えさせ、将来を見据えた資金計画が必要であることにも触れるようにする。

<展開例 3> Unit:7 資産運用を考えよう ★★★



進め方（高校・50分）👉 P16～17のねらい、進め方のヒント、解説を参照

学習活動	指導上の留意点
1. 導入（5分） - Unit:6 を振り返り、自身が選んだ毎月の貯蓄額とその理由を考える。 2. 展開（35分） ① Unit:6 の④貯蓄で選んだ毎月の貯蓄額を、そのまま使わずに貯めていったら、20年後にどのくらいの資産になっているのか、各自、シミュレーターなど（右参照）を用いて計算してみる（ワーク内の Resources1 の数値を利用してよい）。その計算をもとに、使ってしまう可能性も考慮するなどして、20年後の資産の予想額を、各自、手順1 の「私の資産」に記入する。 ※ Unit:6 未習の場合などは右グラフをもとに、資産額を 500 万円（中央値）と設定する。 ② 資産の3つのグループについての説明をもとに、手順1 の「私の資産」をそれぞれのグループに分け、金額を記入する（手順2）。 ※ ライフイベントに必要な正確な額の算出よりも「資産を目的別に分ける」ということに留意する。 ③ 振り分けた資金の目的から運用方針を考え、どのような金融商品で運用するのかを決める（手順3） ※ 安全性や流動性が高ければ収益性に劣ること、収益性が高ければ安全性や流動性に劣ることなどを、理解する。 ④ 自分の資産をどのように金額を割り振り、どのような金融商品で運用したか、その理由もあわせて、近くの人やグループで話し合う。 3. まとめ（10分） ①～③の中で、感じたこと、わかったことを発表する - 学んだことをまとめる	・人生のどのような場面で、どのようなお金が必要になるか考えさせ、「貯蓄」の重要性に気付かせる。 40代の金融資産保有額（金融保有世帯） 金融広報中央委員会 積立合計額 シミュレーション 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（総世帯）」2023年 ・「生活費」は Unit:6 の経験などをもとに考えるように促す。 ・「ライフイベント」は、まだ想定が難しい生徒がいることにも配慮し、各自3つ程度「やりたいこと」を挙げ、それぞれ金額を割り振るようにする（ライフイベントに必要なおおよその額は、Resources2 から選ぶほか、別途資料として用意しておくともよい）。 ・各グループの優先度を確認し、必ず「グループ1」からお金を割り振るように促す。 ・「手順3」の前に、「解説ページ」や補助教材などを利用し、特にリスクとリターンとの関係、金融商品を選ぶ基準について理解できるようにする。 ※ 金融商品については、習熟度に応じ、具体的な金融商品から選ぶようにしてもよい。 ・各人のリスク許容度に違いがあることやそれぞれの状況によっても、運用方針や選ぶ金融商品が異なることにも気付かせる。 ・Unit:6 で自分が考えた貯蓄額について、どう感じたかなどから、現在の消費と将来のための貯蓄や投資の関係や両者のバランスを考えることの必要性に触れる。 ・学んだことを振り返りながら、資産形成の手順（本書 P17 図1 参照）やリスクをコントロールする方法（生徒用 P15 解説 発展参照）を確認する ※ ワークでは、暫定的に金融商品を選んだが、実際に選ぶ際には、リスクや手数料などをしっかりチェックする必要があることに触れる。実際の投資信託の目論見書などを見せるとよい。

<展開例 4> Unit:8 主体的に情報を活用しよう（ワーク）★

進め方（中学・50分）👉 P18～19のねらい、指導のポイント、解説を参照

学習活動（2～4人のグループを作る）	指導上の留意点
1. 導入（5分） ・動画で見たことがきっかけとなってモノが欲しくなったり、実際に購入したりした経験はないか、なぜそのように思ったのかを振り返る。 2. 展開（35分） ①ワークの絵を見て、各自「買いたい」と思わせる言葉や映像などに○をし、「買いたい」気持ちになった理由を書く。 ②グループになり、各自上記①を発表。それぞれの考えについて話し合い、集約する。 ③各グループがまとめた上記②を発表し、全体で共有する。 ※他グループが発表した“仕掛け”や理由で、気が付かなかったものがあったら、各自、適宜ワークシートに書き加える 3. まとめ（10分） ・上記①～③の中で、わかったこと、感じたことを踏まえ、日常生活でSNSと接する際に、どのような点気を付けたらよいか対策を考え、発表する。 <対策の例> ・広告やインフルエンサーの発言の意図を疑う癖をつける（どのように消費者を動かそうとしているのかを考える）。 ・他人や広告の影響ではなく、自分のニーズや価値観に基づいて判断するようにする。 ・すぐには購入せず、冷静になって考える時間を持つ。 など	・生徒の生活経験を聞きながら、SNSや広告などの情報によって消費を喚起されることがあるということに気付かせる。 ・普段接しているSNSなどに、購入につなげる“仕掛け”があることに触れ、学習への関心を高める（いくつかの動画を用意し、広告かどうか判断させるようにしてもよい）。 ※生徒の生活経験がある程度見込める場合は、生徒用テキストの<u>右ページ（解説）</u>を伏せて行うようにする。 ・自分が「買いたい」と思う部分はどの言葉などかといった言葉がけをし、自身心の動きに気づかせるようにする。 ・いろいろな考え方、見方、感じ方を尊重するように促す。 ・黒板などを用いて、適宜、発表された買いたいと思わせる“仕掛け”を書きとめていく（※本書P19参照。解答例以外のモノも取り上げるようにする） ※ステルスマーケティングやダークパターンについても、適宜説明を加える（本書P18参照）。 ・難しい場合には、発表された買いたいと思わせる“仕掛け”を一つずつ示し、その仕掛けに対する対策を考えさせるようにする。

<展開例 5> Unit:8 主体的に情報を活用しよう（発展） ★★★

進め方（高校・50分）👉 P18～19のねらい、進め方のヒント、解説を参照

学習活動（2～4人のグループで行う）	指導上の留意点																																																																		
1. 導入（10分） ・Unit:7 で学んだことを振り返り、印象に残ったポイントを発表する。 ・貯蓄と投資の違い ・リスクとリターンの関係 ・「安全性」「収益性」「流動性」のすべてに優れている金融商品はない …など	・近年、増加している相談（下表・アミ部分参照）を提示するなどして、お金もうけや資産運用にまつわる情報を得る際には、<u>学んだことを活用し、批判的思考力を働かせることが大切であることに気付かせる。</u> 2023 年度に件数が増加した商品・役務等（上位 10 位） <table><tr><th>順位</th><th>商品・役務等</th><th>2023 年度</th><th>2022 年度</th><th>差</th><th>対前年度比 (%)</th></tr><tr><td>1</td><td>商品一般</td><td>86,651</td><td>80,904</td><td>5,747</td><td>107.1</td></tr><tr><td>2</td><td>他の役務サービス</td><td>25,196</td><td>20,155</td><td>5,041</td><td>125.0</td></tr><tr><td>3</td><td>四輪自動車</td><td>15,619</td><td>12,804</td><td>2,815</td><td>122.0</td></tr><tr><td>4</td><td>内職・副業その他</td><td>11,192</td><td>8,538</td><td>2,654</td><td>131.1</td></tr><tr><td>5</td><td>医療サービス</td><td>10,086</td><td>7,679</td><td>2,407</td><td>131.3</td></tr><tr><td>6</td><td>修理サービス</td><td>17,581</td><td>15,323</td><td>2,258</td><td>114.7</td></tr><tr><td>7</td><td>屋根工事</td><td>9,606</td><td>7,721</td><td>1,885</td><td>124.4</td></tr><tr><td>8</td><td>外国為替証拠金取引</td><td>4,310</td><td>2,536</td><td>1,774</td><td>170.0</td></tr><tr><td>9</td><td>その他金融関連サービス</td><td>12,677</td><td>11,099</td><td>1,578</td><td>114.2</td></tr><tr><td>10</td><td>ファンド型投資商品</td><td>6,117</td><td>4,573</td><td>1,544</td><td>133.8</td></tr></table> （注）表中の対前年度比は 2022 年度の総件数を 100 として算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入した値である。 「2023 年度 全国の消費生活相談の状況」（国民生活センター）より ※生徒の理解度により、生徒用テキストの右ページを「あらかじめ学習する／伏せて行う」など適宜変更する。 ・黒板に、発表されたポイントを書きとめていく。（※本書 P19 参照）	順位	商品・役務等	2023 年度	2022 年度	差	対前年度比 (%)	1	商品一般	86,651	80,904	5,747	107.1	2	他の役務サービス	25,196	20,155	5,041	125.0	3	四輪自動車	15,619	12,804	2,815	122.0	4	内職・副業その他	11,192	8,538	2,654	131.1	5	医療サービス	10,086	7,679	2,407	131.3	6	修理サービス	17,581	15,323	2,258	114.7	7	屋根工事	9,606	7,721	1,885	124.4	8	外国為替証拠金取引	4,310	2,536	1,774	170.0	9	その他金融関連サービス	12,677	11,099	1,578	114.2	10	ファンド型投資商品	6,117	4,573	1,544	133.8
順位	商品・役務等	2023 年度	2022 年度	差	対前年度比 (%)																																																														
1	商品一般	86,651	80,904	5,747	107.1																																																														
2	他の役務サービス	25,196	20,155	5,041	125.0																																																														
3	四輪自動車	15,619	12,804	2,815	122.0																																																														
4	内職・副業その他	11,192	8,538	2,654	131.1																																																														
5	医療サービス	10,086	7,679	2,407	131.3																																																														
6	修理サービス	17,581	15,323	2,258	114.7																																																														
7	屋根工事	9,606	7,721	1,885	124.4																																																														
8	外国為替証拠金取引	4,310	2,536	1,774	170.0																																																														
9	その他金融関連サービス	12,677	11,099	1,578	114.2																																																														
10	ファンド型投資商品	6,117	4,573	1,544	133.8																																																														
2. 展開（30分） ①導入のでの振り返りや Unit:8 上部分のワークでの学びをもとに、（発展）の絵を見て、各自「疑わしい」と思う部分に○をし、疑わしいと思った理由を書く。 ②グループになり、各自上記①を発表。それぞれの考えについて話し合い、集約する。 ③各グループがまとめた上記②を発表し、全体で共有する。 ※他グループが発表したものを、各自、適宜ワークシートに書き加える																																																																			
3. まとめ（10分） ・日常生活で SNS（特に金融に関するもの）と接する際にどのような点に気を付けたらよいのかを対策を考え、発表する。 <対策の例> ・投資はリスクが伴うことを理解し、インフルエンサーの言葉を鵜呑みにしない。 ・投稿に「広告」「PR」の表示があるか確認する。 ・内容やリスクが十分に理解できない場合は契約しない。 ・金融庁の警告リストや登録業者の一覧を確認する。 など	※時間がある場合、下記の国民生活センターの HP「儲け話のトラブル」からさまざまな事例を調べるように促し、トラブル防止のポイントをまとめるようにしてもよい。 ※適宜、金融法の免許・許可・登録等を受けている業者／暗号資産交換業者にも触れる（本書 P18 参照）。 参考 ●「儲け話に関するトラブルにご注意！」（国民生活センター） （スクロールすると下部に「国民生活センターの公表資料」のリンクがあり、さまざまな被害事例を知ることができる） ●免許・許可・登録等を受けている業者一覧／暗号資産交換業者登録一覧（金融庁）																																																																		



進め方（中学・50分）👉 P18～19のねらい、指導のポイント、解説を参照

学習活動（3～4人のグループを作る）	指導上の留意点
1. 導入（10分） - これまでの学習を振り返り、提示された開発のためのキーワードについて知っていること、どのようなことが問題になっているかなどを発表する。 2. 展開Ⅰ（10分） - ハンバーガーセットの絵と宣伝チラシを見て、3つのキーワード「フード・マイレージ」「食品ロス」「海洋プラスチックごみ」の視点から問題になることがないか、各自考え、発表する。 - 各自、発見した問題を解決するには、どのような「ハンバーガーセット」にすればよいか考える。 3. 展開Ⅱ（20分） - グループごとに話し合い、提案する「ハンバーガーセット」についてまとめる。 - 考えた「ハンバーガーセット」について、宣伝チラシを書き、「こだわったところと、関連するSDGsの目標の番号」を書いて、まとめる。 4. まとめ・振り返り（10分） - 各グループが話し合ったことを、発表する。	- 商品開発のためのキーワード「フード・マイレージ」「食品ロス」「海洋プラスチックごみ」を黒板に提示し、生徒の発言から現状の問題点を把握、共有できるようにする。 （キーワードについては、事前に学習の時間を取るか、調べ学習をするなどしておく。時間がない場合には、プリントや映像などを用意する。） - SDGsについて未習の場合には、適宜、説明を加える。 - ハンバーガーセット（実物、もしくはワークブックの絵を拡大したもの）とワークブックの「宣伝チラシ」を黒板に提示する。 - 問題点を発表させることで、商品開発への意欲を高めるようにする。 - ワークシートを配布し、商品を開発することを説明し、環境などに配慮した「ハンバーガーセット」を考えるように促す。 - 提案する「ハンバーガーセット」の宣伝チラシ、「こだわったところと、関連するSDGsの目標の番号」は、発表用に掲示できるものを用意するとよい。 - 黒板などを利用し、各グループが考えた「ハンバーガーセット」の発表内容を共有できるように配慮する。 「こだわったところ」から、私たち一人一人が日常生活の中でできることを抽出し、日々の具体的な行動に結び付けるように促す。 例) プラスチックの包装をやめる → 過剰包装の商品を避ける 3つのキーワードの問題を解決するには、国を越えた実施や協力が必要であることにも気付かせ、国連によるSDGsの各目標についての理解を深める。



<授業で使える消費者教育教材が欲しい!>

つながる・かながわ

消費者教育

ーかながわ消費者教育サポートサイトー

つながる かながわ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/edu/index.html>



●J-FLEC (金融経済教育推進機構)
金融を学べる教材



https://www.j-flec.go.jp/materials/search/?s=&post_type=materials&materials_kinds%5B%5D=school&my_form_nonce=62be771745

<無料で講師を派遣して欲しい!>

●神奈川県や県内市町村等で実施する
消費者教育講座の一覧



https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/edu/general_course.html

●J-FLEC (金融経済教育推進機構)
講師派遣 (出張授業)



<https://www.j-flec.go.jp/instructors/>

<消費者教育について詳しく知りたい!>

●国民生活センター HP

消費生活・消費者問題に関する
相談事例や対処法



<https://www.kokusen.go.jp/index.html>

●消費者庁HP

法律について知りたい



<https://www.caa.go.jp/business/law/>

<授業の参考になりそうな研修を受講したい!>

●神奈川県立総合教育センター

総合教育センター HP 「教員研修について知りたい」



<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenshu/index.html>

<ネットショッピングに関するトラブルについて知りたい!>

P9 調べ学習に を参照

教材に掲載の読み取りコードURL一覧

※ () 内は教材内のページ数となります。

●神奈川県消費生活課 (P6)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

●アニメでトラブルが分かる!! 動画で見る消費者教育 (P7)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/edu/video.html>

●奨学金貸与・変換シミュレーション (独立行政法人 日本学生支援機構) (P13)

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

●国の教育ローン 返済シミュレーション (日本政策金融公庫) (P13)

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/ippan/sim.html>

●金融商品の特徵 (J-FLEC) (P14)

<https://www.j-flec.go.jp/links/jikan/lesson4/>

●食品ロス 食品ロスについて知る・学ぶ (消費者庁) (P19)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/education/

●海洋プラスチックごみ (外務省) (P19)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page23_002892.html

●海洋プラスチック問題について (WWF ジャパン) (P19)

<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3776.html>

●かながわのSDGs (持続可能な開発目標) への取組み (神奈川県) (P19)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/sdgs/2030.html>

●かながわ中央消費生活センター (P20)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f100356/>

●若者専用メール相談フォーム (P20)

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=31239